

# 国土形成計画（全国計画）に係る意見聴取について



## 1. 都道府県及び指定都市からの意見聴取について

国土形成計画法第6条第5項の規定による都道府県及び指定都市からの意見聴取の結果、39団体（共同提出を含む。）から152件の意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

○ 地域整備 -----	27件	○ 国土資源・海域 -----	13件
○ 産業 -----	15件	○ 環境保全・景観 -----	0件
○ 文化・観光 -----	12件	○ 共助社会 -----	2件
○ 国土基盤 -----	35件	○ その他 -----	22件
○ 防災・減災 -----	26件		

## 2. 国民意見について

国土形成計画法第6条第5項の規定により、平成27年6月19日から7月9日までの間、インターネットの利用や印刷物の配布等によりパブリックコメントを行い、17名（団体含む）から80件の意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

○ 地域整備 -----	11件	○ 国土資源・海域 -----	15件
○ 産業 -----	10件	○ 環境保全・景観 -----	5件
○ 文化・観光 -----	2件	○ 共助社会 -----	0件
○ 国土基盤 -----	13件	○ その他 -----	18件
○ 防災・減災 -----	6件		



## 1. 都道府県及び指定都市からの意見聴取について



No.	団体	意見	意見に対する考え方
1	青森県	第1部第1章第1節 (2)異次元の高齢化の <u>進展</u> ↓ (2)異次元の高齢化の <u>進行</u>	ご意見の点については、「事態が進行して、新たな局面があらわれること」等の意味で「進展」と記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。なお、ご指摘いただいた他の箇所においても、適切な用語となるよう見直します。
2	青森県	第1部第2章第4節 (都市と農山漁村の相互貢献による共生) グリーンツーリズム、ブルーツーリズム ↓ グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム	ご意見の点については、本計画における記述の統一を図るため、原案どおりとさせていただきます。
3	青森県	第1部第3章第2節(2) (食料の安定供給に不可欠な農地の確保と多面的機能発揮のための良好な管理) 農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による ↓ 農地の大区画化や農地中間管理機構の活用等による	「農地の大区画化等」の「等」は農地の大区画化以外の汎用化・畑地かんがいの基盤整備を、「農地中間管理機構等」の「等」は「人・農地プラン」を意味しているところであり、「等」の内容が異なるため、原案どおりとさせていただきます。
4	青森県	第2部第7章第1節(1) 中間的 <u>受皿</u> として ↓ 中間的 <u>受け皿</u> として	ご意見のとおり修正します。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
5	岩手県	<p>第1部第3章第1節(1)④  (ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした地域の活性化)  ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によるプラスの効果を東京開催地のみならず広く全国に波及させることが必要である。また、地方自身がより身近に海外を感じ、直接つながりを持つことで、「海外に開かれた地方」へと生まれ変わる絶好の機会でもある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第3章第2節(1)において、以下のとおり修正します。  第2部第3章第2節(1)  また、2020年東京オリンピック・パラリンピック協議大会、ラグビーワールドカップ2019等を契機に、外国人旅行者を全国津々浦々、各地域に呼び込むとともに、その後も国内各地を訪問してもらえるように取り組むことが重要である。</p> <p>また、第1部第1章第1節(3)、第1部第3章第1節(1)、第2部第2章第3節、第2部第3章第1節(2)において、以下のとおり修正します。他の類似イベントも含め、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等」と表現しております。</p> <p>第1部第1章第1節(3)  さらに、…2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を絶好の機会ととらえ、…。</p> <p>第1部第3章第1節(1)④  (2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした地域の活性化)  2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催によるプラスの効果を東京開催地のみならず…。</p> <p>第2部第2章第3節リード文  また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催も視野に入れ、…。</p> <p>第2部第3章第1節(2)  特に、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことなどから、…。</p>
6	岩手県	<p>第1部第3章第2節(1)  (東日本大震災の被災地の復興と福島の再生に向けた取組の推進)  …このため、防潮堤や復興道路等の復旧・整備に加え、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、被災者支援(健康・生活支援)等のための各種支援を行い、…</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>…このため、<u>海岸堤防や復興道路等の復旧・整備に加え、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、被災者支援(健康・生活支援)等のための各種支援を行い、…</u></p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
7	山形県	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>「<u>全国新幹線鉄道法に基づき、基本計画が策定された全17路線の内、1973年(昭和48年)に整備計画に格上げされた整備新幹線については、…。</u>」</p> <p>(下線部分を記載し、整備新幹線について説明する表現を追加する。)</p>	<p>政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められている整備新幹線について記述しているところであり、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。</p>
8	福島県	<p>第1部第3章第2節(1) (東日本大震災の被災地の復興と福島の再生に向けた取組の推進)</p> <p>「<u>また、原子力災害からの福島の復興・再生の加速化のため、早期帰還支援と新生活支援の両面から施策を推進する。</u>」について、平成27年6月12日の福島復興指針改訂(閣議決定)や「骨太の方針2015」を踏まえ、以下のとおり修文(追記)していただきたい。</p> <p>「<u>また、原子力災害からの福島の復興・再生の加速化のため、復興再生拠点の整備など住民の帰還促進等に向けた取組を推進するとともに、避難指示等が出た12市町村の中長期的な将来像を踏まえつつ、福島イノベーション・コースト構想等の拠点の早期の整備・立地を促進するなど、早期帰還支援と新生活支援の両面から施策を推進する。</u>」</p>	<p>福島の復興・再生については、本計画において国土の形成の観点から基本的な方針等を記述しているところです。ご意見の点については、具体的な例示であるため、その主旨は反映されているものと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
9	福島県	<p>第1部第3章第3節(1)            (「女性活躍社会」の実現)            「我が国では欧米に比べ、出産に伴い離職した女性が出産後に再就職する割合が低い。」について、「我が国の女性の年齢別労働力率を見ると、30歳代を底としたいわゆるM字カーブを描くが、欧米諸国では見られない。これは、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことによる。」と文言の修正を検討していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。            第1部第3章第3節(1)  <u>我が国は、欧米に比べ、出産等を機会に離職する女性の割合が高いこともあって、子どもを持つ女性の就業率が低い。</u></p>
10	福島県	<p>第2部第6章第1節(1)            耐災害性向上に関する記述に関しては、「学校耐震化の推進」についても記載していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。            第2部第6章第1節(1)(施設の整備等による防災・減災対策)            さらに、災害対応や行政の重要拠点である官庁施設、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、学校、公民館等の避難所指定施設、石油コンビナートなどのエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉施設・交通施設、通信施設・ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、電力の確保等による耐災害性の向上を図る。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
11	福島県	<p>第2部第6章第3節  過疎や高齢化が深刻化する農山漁村において、地域防災力の強化を支援する取組が必要であることから、以下(下線部)の文言を追加していただきたい。</p> <p>第3節 安全な農山漁村の実現(P130～)  農山漁村には、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い場所が多いため、このような場所における土砂災害防止施設や、<u>孤立時に備えた非常用通信設備の整備等を推進する。…(中略)…</u>加えて、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知、<u>避難行動要支援者名簿の活用等の警戒避難体制の整備・強化、施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの強化等を組み合わせた総合的な対策を推進する。</u></p>	ご意見のとおり修正します。
12	栃木県	<p>第1部第3章第1節(3)③  (アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むためのゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成)  また、東日本大震災後、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、日本海・太平洋両面及び内陸軸を活用することの重要性が再認識された。</p>	国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図ることの重要性については、ご意見の主旨を含めて、第1部第3章第1節(3)③において記述しているところであり、原案どおりとさせていただきます。
13	栃木県	<p>第1部第3章第2節(2)①  (土地の有効活用の促進等)  …山村における地籍整備の効率的な実施方法について検討する必要がある。</p>	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 …山村における地籍整備の効率的な実施方法についても検討を進める。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
14	栃木県	第2部第6章第4節(2) さらに、冬期や異常気象時における通行止め区間の解消はもとより、異常降雪などに備え、冬期道路交通を確保するための除雪体制などを構築する。	ご意見について、地域・拠点の対流を支える観点からの道路ネットワークの強化については、第2部第4章第1節(3)において記述しております。当該箇所は災害に強い国土構造の構築の観点について記述した箇所であり、原案どおりとさせていただきます。
15	栃木県	第3部第2章第2節(1)① 今後は、日本海・太平洋2面活用型国土及び内陸発展型国土への転換の形成や格子状骨格道路ネットワーク等の整備により、隣接圏域とも連携して豊かな地域資源を活かした広域観光や産業育成等の対流を促進し、持続可能な圏域となることが求められる。	第3部第2章第2節(1)①中の「日本海・太平洋2面活用型国土の形成や格子状骨格道路ネットワーク等の整備により、…対流を促進し」において、ご意見の主旨を含めて記述しているところであり、原案どおりとさせていただきます。
16	埼玉県	第2部第1章第4節(1) 第1部の「安心して子どもを産み育てるための環境整備」の中で、「良質な住宅の供給」が記述されている。 その具体的施策として、第2部の「子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備」に、「子供3人以上の多子世帯向け住宅の普及」の記述を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第2部第1章第4節(1) このため、…、職住近接、クラウドソーシングの活用、 <u>子育て世帯に優しい住宅の普及</u> 、三世帯同居・近居、…
17	千葉県	第2部第4章第1節(1) (拠点空港の機能強化に向けた取組) 「また、成田国際空港においては、高速離脱誘導路の整備等により空港処理能力の拡大を図る。」の後に以下の文章を追加。 「成田国際空港・東京国際空港間において、同一空港並みの利便性を実現するため、リニアモーターカー構想を検討する。」	ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。 なお、空港へのアクセス機能の向上については、第2部第3章第2節(2)、第2部第4章第1節(3)及び同(4)において記述しております。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
18	東京都	第1部第2章第3節 「なお、国会等の移転については、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京のうるおいのある環境づくり等に寄与する重要な課題として、国会等の移転に関する法律に基づき、平成11年に移転先候補地について国会への報告がなされ、現在、国会においてその検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。」の記述を削除すべきである。	国会等の移転については、国会において検討を中止する旨の決定がなされたとは認識しておらず、原案どおりとさせていただきます。
19	東京都	第2部第1章第3節(2) 以下のとおり修正。 「また、廃棄物の不法投棄の防止、ゴミゼロ型都市への再構築、海面処分場の確保再生処理原材料の利用促進、…」	ご意見を踏まえるとともに、廃棄物削減等に取り組む一方で廃棄物海面処分場の計画的確保は必要であることから、以下のとおり修正します。 第2部第1章第3節(2) 「また、廃棄物の不法投棄の防止、ゴミゼロ型都市への再構築、再生可能材料の利用促進、海面処分場の計画的確保、…」
20	東京都	第2部第6章第2節(1) 以下のとおり修正。 「…、官民連携による雨水貯留浸透施設の整備等の総合的な施策により、…」	ご意見のとおり修正します。
21	神奈川県	第2部第7章第3節(3) (安全で良質な水の確保) 文章中「また」以降に以下のとおり追記。  また、 <u>原水水質など地域の状況に応じて水道における</u> ～(以下省略)	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第2部第7章第3節(3) また、 <u>原水水質等地域の状況に応じた水道における</u> …

No.	団体	意見	意見に対する考え方
22	神奈川県	第2部第9章第1節(2) 女性については、地域づくりへのかかわりが薄いとは言い難い。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第2部第9章第1節(2) また、女性、若者、高齢者、障害者等これまで地域づくりに比較的にかかわりの薄かったと考えられる多様な人材について、NPOなどの活動を通じて、地域づくりの担い手としての参画を進める。
23	富山県	第1部第2章第4節 (都市と農山漁村の相互貢献による共生) 国土保全等 <u>多面的な機能</u> を有している。 ↓ 国土保全等 <u>の多面的機能</u> を有している。	ご意見のとおりに修正します。
24	富山県	第1部第3章第2節(2)① <u>多面的な機能の発揮</u> ↓ <u>多面的機能の発揮</u>	ご意見のとおりに修正します。 また、関連して、第1部第3章第2節(2)①(食料の安定供給に不可欠な農地の確保と多面的機能発揮のための良好な管理)の最終段落を以下のとおり修正します。 これらの取組…国土保全等の <u>多面的な機能</u> を発揮するための良好な管理を持続させる。 ↓ これらの取組による…国土保全等の <u>多面的機能</u> を発揮するための良好な管理を持続させる。
25	富山県	第2部第2章第5節(2) (力強い農業を支える農業生産基盤の整備・保全) 農業用水を農地に <u>運ぶ</u> ↓ 農業用水を農地に <u>供給する</u>	ご意見のとおりに修正します。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
26	富山県	第2部第7章第1節(2) 多面的機能の維持及び発揮 ↓ 多面的機能の維持・発揮	ご意見の点については、本計画における記述の統一を図るため、原案どおりとさせていただきます。あわせて、第2部第2章第5節(2)においても、同様の記述に統一させていただきます。
27	富山県	第2部第7章第3節(2) 農業用水を河川等から農地に送配水し ↓ 農業用水を河川等から農地に供給し	水循環基本計画の記述との統一を図るため、原案どおりとさせていただきます。
28	富山県	第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) …、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進めるとともに、 <u>未着工区間も含めて早期全線整備に取り組む。</u>	整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。
29	石川県	第2部第1章第4節(4) 一方で、地方での暮らしを希望するシニア世代もあることから、 <u>地域の実情や費用負担のあり方も踏まえ、医療・介護サービスの提供体制が充実している地方への移住によって医療・介護サービスに係る需給のミスマッチが緩和されることも期待される。</u>	ご意見の点については、現在、内閣府まち・ひと・しごと創生本部等において検討されていることから、原案どおりとさせていただきます。
30	石川県	第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) 整備新幹線については、2015年1月の「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」に基づき、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進めるとともに、 <u>それ以外の区間について所要の事業を進める。</u>	整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
31	愛知県	第1部第3章第1節(2)①(個性を活かした関西圏、名古屋圏の形成) …名古屋圏については、自動車、航空機宇宙産業を始めとする世界最先端のものづくり…	ご意見のとおり修正します。
32	愛知県	第1部第3章第2節(2)①(食料の安定供給に不可欠な農地の確保と多面的機能発揮のための良好な管理) …農業の担い手による営農等の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備や…	ご意見の点については、第2部第7章第1節(1)に具体的に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。
33	愛知県	第2部第3章リード文 歴史的な建造物、伝統的な街並みまちなみなどの景観、… 第2部第3章第1節(1) 人口減少が進展する中で、地域独自の文化芸術や、歴史的な建造物、伝統的な街並みまちなみ等の…	ご意見のとおり修正します。
34	愛知県	第2部第3章第1節(1) 地域に存在する有形・無形文化財、…貴重な地域資源として地域の活性化にも資するものである。よ、その適切な保存、継承、創造、活用等を図る。	文化財、文化遺産については、今後、創造されていくものも存在することから、「創造」についても記載しているものであり、原案どおりとさせていただきます。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
35	愛知県	<p>第2部第5章第2節(1)  また、大雨や少雨による浸水リスク・渇水リスクを軽減するため、河川管理施設については、タイムライン型事前放流等によるダム運用の高度化を図るとともに、既存ダムの嵩上げや、洪水吐きの増設、堆砂の除去などによる治水機能・利水機能の向上等を行うダム再生を推進し、・・・</p>	<p>ご意見及び他の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  第2部第5章第2節(1)  また、大雨による浸水リスクや少雨による渇水リスクを軽減するため、河川管理施設については、タイムライン型事前放流等によるダム運用の高度化を図るとともに、・・・、洪水吐きの増設、堆砂の除去等による治水機能、利水機能の向上等を行うダム再生を推進する。  水道施設については、水道システムとしての機能向上を図るため、異なる水系間での相互取水・導水や他の系統からの送排水を可能とする水供給システムの構築、貯留施設の整備、応急給水等の体制の強化や相互補完化を推進する。  下水道施設については、観測情報、施設情報等を活用した既存ストックのより一層の浸水対策機能の向上や下水再生水の渇水時利用を図る。</p>
36	愛知県	<p>第2部第6章第1節(1)(施設の整備等による防災・減災対策)  洪水・内水等に対しては、河道掘削、河川堤防、排水機場及び洪水調節施設の整備及び機能強化・・・</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
37	愛知県	<p>第2部第6章第1節(3)(広域連携体制の整備)  「また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。とりわけ、三大都市圏では、広域かつ甚大な災害に対応する基幹的広域防災拠点の整備を推進する。」</p>	<p>第2部第6章第1節(3)中の(広域連携体制の整備)において、ご意見の主旨を含めて記述しているところであり、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
38	愛知県	第2部第6章第2節(1) …土砂災害防止施設や海岸保全施設等の施設整備を推進するとともに、…	ご意見のとおり修正します。
39	愛知県	第3部第2章第2節(1)④ 域内総生産は…自動車産業、航空機宇宙産業等の集積により、製造品出荷額等は…	ご意見のとおり修正します。
40	愛知県	第3部第2章第2節(1)④ 「我が国最大のゼロメートル地帯を有し、切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、 <u>基幹的広域防災拠点の整備</u> や隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。」	第3部においては各圏域全体の記述レベルのバランス等を考慮し、原則として個別の防災・減災対策の進め方は例示せず、原案どおりとさせていただきます。 なお、中部圏における具体的な防災・減災対策の進め方については、今後広域地方計画協議会等の場を通じて検討すべき事項と考えております。
41	愛知県	第3部第2章第2節(1)④ 「今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、世界最先端のものづくり等力の、さらなる機能強化はもとより、 <u>完全24時間化を始めとする国際拠点空港の機能強化や国際産業戦略港湾としての港湾機能の強化、それらを結ぶ広域交通ネットワークの充実強化が必要である。</u> 」	都市圏環状道路の整備については第2部第4章第1節(3)に、また、国際的な拠点空港の機能強化、港湾機能の強化については第2部第4章第1節(1)等に記載しているところであり、ご意見の点については、原案どおりとさせていただきますと考えております。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
42	三重県	<p>(リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮)</p> <p>リニア中央新幹線の整備は、東京から大阪まで全線が開通して最大限の効果が期待できるものであるため、リニアの大阪までの全線同時開業(あるいは早期全線開業)に向けての国の抜本的な支援が必要である姿勢をさらに明確に打ち出す必要がある。</p> <p>具体的には、「建設主体である東海旅客鉄道株式会社による全線同時(早期)整備が着実に進められるよう、必要な連携・協力を行う。」と全線同時(早期)整備を明確にする。</p> <p>第1部第3章第1節(3)④(スーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮)(34頁)、 第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)(109頁)</p> <p>・・・、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による全線同時(早期)整備が着実に進められるよう、必要な連携・協力を行う。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
43	三重県	<p>(伊勢志摩サミット開催決定に伴う地域活性化策の充実)</p> <p>三重県伊勢志摩地域で開催される2016年の主要国首脳会議(サミット)については、開催県のみならず、全国的にも大きな影響を与えるものと考えられる。</p> <p>そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と同様に、観光振興、インバウンド対策などサミット開催を契機とした取組を進めることで、一過性に終わらせることなく、地域の総合力の向上、地方創生の実現につなげていく必要がある。</p> <p>第1部第1章第1節(3) さらに、訪日外国人旅行者の受入環境を整備し、<u>2016年主要国首脳会議(サミット)の三重県伊勢志摩地域での開催や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を絶好の機会ととらえ、我が国の魅力を強力に発信して、更に積極的に訪日外国人旅行者を呼び込むことが重要である。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。他のイベントも含め、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等」と表現しております。</p> <p>第1部第1章第1節(3) さらに、訪日外国人旅行者の受入環境を整備し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を絶好の機会ととらえ、・・・</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
44	三重県	<p>(伊勢志摩サミット開催決定に伴う地域活性化策の充実)</p> <p>第1部第3章第1節(2)①(個性を活かした関西圏、名古屋圏の形成)  また、後述するリニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成や2016年主要国首脳会議(サミット)の三重県伊勢志摩地域での開催を見据え、三大都市圏が一体となったときの効果が最大限に発揮できるよう、個性を更に磨いて魅力を高め、対流を通じた発展を目指す。</p>	<p>ご意見の点については、スーパー・メガリージョンの形成は、ヒト、モノ、カネ、情報の対流により一体となった地域間連携の概念であることや、2016年サミットが、スーパー・メガリージョン実現時期に対して時間的に大きな差があることなどから、本計画に記述することはなじまないものと考えられるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
45	三重県	<p>(伊勢志摩サミット開催決定に伴う地域活性化策の充実)</p> <p>第2部第3章第2節(1)  また、2016年主要国首脳会議(サミット)の三重県伊勢志摩地域での開催や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、訪日外国人旅行者を全国津々浦々、各地域に呼び込むとともに、その後も日本の各地を訪問してもらえるよう取り組むことが必要である。</p>	<p>ご意見の点については、他のイベントも含め、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019等」と表現しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
46	三重県	<p>(伊勢志摩サミット開催決定に伴う地域活性化策の充実)</p> <p>第2部第3章第2節(3)  2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2016年主要国首脳会議(サミット)の三重県伊勢志摩地域での開催等を契機として、日本の文化・歴史やその魅力を世界に力強く発信し、インバウンド政策を一層推進していく。</p>	<p>ご意見の点については、他のイベントも含め、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等」と表現しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
47	三重県	<p>(伊勢志摩サミット開催決定に伴う地域活性化策の充実)</p> <p>第3部第2章第2節(1)④  <u>今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成や2016年主要国首脳会議(サミット)の三重県伊勢志摩地域での開催を見据え、世界最先端のものづくり等、さらなる機能強化が必要である。</u></p>	<p>当該箇所は、長期的視点から記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
48	名古屋市	<p>第1部第2章第4節(大都市圏)</p> <p>冒頭の今後の大都市のあり方のところで、以下のような内容を記載したほうがよいのではないか。      これからの大都市圏は、      ・グローバルビジネスの中心的役割を担う都市、      ・高齢者が暮らしやすく、出産・子育ての希望がかなう都市、      ・環境に優しく、歴史・文化が感じられる都市      を目指す必要がある。</p>	<p>ご意見の点については、第1章第3章第1節(2)、第2部第1章第3節等において記述しております。</p>
49	名古屋市	<p>第2部第6章第1節(2)(地籍整備の推進)</p> <p>「南海トラフ地震などの被災想定地域においては地籍整備を重点的に実施する。」とあるが、「南海トラフ地震などの被災想定地域(津波浸水想定地域や液状化可能性地域等)においては地籍整備を重点的に実施する。なお、都市部においては都市部官民境界基本調査を先行して実施することで、地籍整備の推進を図るものとする。」と文面を修正するべきではないか。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第1部第3章第2節(2)①を以下のとおり修正します。      第1部第3章第2節(2)①(土地の有効利用の促進等)      また、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に加え、…、その成果は国土利用の基本ともいえる重要なものであるが、<u>地籍調査の進捗率(2014年度末)は全国で51%、うち都市は24%、山村は44%と十分なものではない。今後、南海トラフ地震、土砂災害等の災害にも備えて人口や機能が集まる都市等の優先すべき地域をより明確にするとともに、急速に境界情報が失われつつある山村における地籍整備の効率的な実施手法についても検討を進める。</u></p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
50	名古屋市	<p>第2部第7章第3節(3)(安全で良質な水の確保)</p> <p>「また、水道における異臭味被害を軽減するため、高度浄水処理の導入などを進める。」とあるが、「また、水道における異臭味被害の軽減や耐塩素性病原生物対策などを行うため、高度浄水処理の導入などを進める。」と文面を修正すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「また、<u>原水水質等地域の状況に応じた水道における異臭味被害の軽減等のため、高度浄水処理の導入等</u>を進める。」と修正します。</p>
51	名古屋市	<p>第2部第7章第3節(3)(災害及び危機的な渇水への対応)</p> <p>「また、平常時からの対応、渇水時の対応について検討する協議会の体制を整備する等、渇水時の対応措置などについて事前に検討を進め、危機的な渇水に対応する。」とあるが、「また、平常時からの対応、渇水時の対応について検討するために例えば<u>国の主導による協議会の体制を整備する等、渇水時の対応措置などについて事前に検討を進め、危機的な渇水に対応する。</u>」と文面を追加するべきではないか。</p>	<p>国のみが主導して危機的な渇水への対応を検討するわけではないため、「<u>国、地方公共団体等は、協議会の体制を整備する等</u>」に修正します。</p>
52	滋賀県	<p>第1部第3章第1節(1)④ (人の対流の原動力となる地方の魅力・強みの強化等) 以下のとおり修正。</p> <p>あわせて、若者、女性、高齢者等を含むあらゆる人が快適で充実した生活を送れるように、医療・介護・福祉、子育て、生活サービス等の面での環境整備に努める ↓ あわせて、若者、女性、高齢者、障害者等を含むあらゆる人が快適で充実した生活を送れるように、医療・介護・福祉、子育て、生活サービス等の面での環境整備に努める。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
53	滋賀県	<p>第2部第1章第6節(5)  過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤などの面で他の地域に比較して<u>低位にある</u>。  ↓  過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤などの面で他の地域に比較して<u>十分でない状況である</u>。</p>	ご意見のとおり修正します。
54	京都府	<p>第1部第1章第1節(6)、第1部第3章第4節(2)  IoTについては、P115に触れられているが、社会インフラや産業、物流、ビジネスの仕組み、ライフスタイルも大きく変える新技術であり、京都府では関西文化学術研究都市においてスマートシティづくりを推進しているところ。本計画においてもIoT等による10年後の姿や方向性についてしっかりと記載していただきたい。</p>	ICT等の技術革新を積極的に導入することの重要性、技術革新が国民生活の質の向上や新たなビジネスを創出すること等については、第1部第3章第4節(2)等において記述しているところであり、IoTを含む技術革新を活用する方向性を示していることから、原案どおりとさせていただきます。
55	京都府	<p>第1部第2章第2節  コンパクト+ネットワークの形成は、国による強制的な推進ではなく、市町村の主体性により形成していく必要がある。  (下線を追加)  対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、<u>市町村の主体的なまちづくり方針の下、「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めていく</u>。</p>	市町村の主体性により対流促進型国土の形成やコンパクト+ネットワークを進めていくことについては、ご意見の主旨を第1部第2章第1節(3)の末尾の段落及び同章第4節リード文において記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
56	京都府	<p>東京圏・関西圏・名古屋圏の大都市圏は、我が国の経済成長のエンジンとして重要であり、東京一極集中の是正を進める観点からも、これらの大都市圏がそれぞれの強みを発揮しながら効率性の高い機能分担を図ることが重要であるため、関西圏や名古屋圏についてもしっかり記載していただきたい。</p> <p>第1部第2章第4節(大都市圏) 東京圏を始めとする、<u>関西圏、名古屋圏などの大都市圏</u>においては・・・</p> <p>第1部第3章第1節(2)①(個性を活かした関西圏、名古屋圏の形成) (下線部分を修正) 関西圏、名古屋圏については、東京圏と並び我が国経済の主要な成長エンジンの一翼を担うことが求められる。関西圏については、<u>太古の昔から日本の中心であることから、長きにわたり培われてきた歴史、文化資産や豊富な地域資源を活かした取組を推進し、我が国を牽引する文化首都たる圏域を形成するとともに、国際観光圏「KANSAI」のブランドを世界に発信し、関西への訪問外国人客の増客を図る。また、世界最先端の研究をする大学・試験研究機関やアジア有数の商業機能、健康・医療分野産業の集積を活かし、世界をリードするものづくり産業、映画やアニメ等のコンテンツ産業等、新たな成長産業を創出・育成する。さらに、関西圏は、首都圏と同時被災せず、京都御所があること、既に国の地方支分部局が集積していること、空港、港湾、鉄道、道路などの交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、日本銀行、企業本社や報道機関等の民間中枢機関、大学・研究機関など、知の集積が図られていることから、首都圏の有する諸機能をバックアップする圏域を形成し、国土の双眼構造づくりを推進する。</u></p>	<p>個別地域のあり方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えております。</p> <p>また、首都圏機能のバックアップの点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
57	京都府	<p>地方と大都市圏を分けて考えるのではなく、地方創生を図るには、都市と田園都市の生活価値を共有し、尊重し合うことで、新しい共生関係を築くことが必要であるため、下記のとおり追加</p> <p>第1部第3章第1節リード文 (以下のとおり修正) 以下においては、以上のような観点から、まず、<u>都市の生活の価値と田園などの地方の生活の価値観をそれぞれ形成し、尊重し合うことで、デュアルな生活による交流・対流を図り、都市と地方の新しい共生関係を築くことが大切であることから、地方及び大都市圏に分けて具体的方向性を示す。</u>が、いずれにおいても、人口・国民生活、社会基盤・システム、産業・雇用の3つの側面から総合的に課題を解決することが必要である。</p> <p>第1部第3章第1節(1)① (以下のとおり修正) 国土の約9割、人口の約5割を擁する地方の今後のありようは、…決してしてはならない。<u>そのためにも地域間格差を是正する国土政策と地方創生の相乗効果により、都市と地方が共生する地方の新しい姿をつくり出す必要がある。</u> このため、地方創生を実現し、住民の生活を守るとともに、…。</p>	<p>都市と農山漁村の共生については、ご意見の主旨を第1部第2章第4節、第2部第1章第1節(6)及び同章第2節において記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
58	京都府	<p>地方と大都市圏を分けて考えるのではなく、地方創生を図るには、都市と田園都市の生活価値を共有し、尊重し合うことで、新しい共生関係を築くことが必要であるため、下記のとおり追加</p> <p>第2部第1章第1節(6) (下線を追記) 具体的には、<u>農村アメニティの形成や農業体験等を含むグリーンツーリズムや…。</u></p>	<p>ご意見の点については、第2部第1章第2節に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
59	京都府	<p>都市との対流や生活機能の維持のためには、ICTの整備が必要。</p> <p>第1部第3章第1節(1)②(集落地域における「小さな拠点」の形成・活用) (下線の追加)</p> <p>急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、<u>生活サービス業等へICTを活用するとともに、「コンパクト+ネットワーク」による機能維持・強化が必要である。(中略)</u></p> <p>こうした「小さな拠点」は、住民が日常生活を送る上での「守りの砦」となるのみならず、道の駅との連携や宿泊施設の併設等により地域外の住民との対流拠点となり、例えば、<u>ICTの活用による地域の農産物や特産品の販路開拓をはじめとした6次産業の展開などイノベーション拠点としての機能を担い雇用を生み出すなど、いわば「攻めの砦」としての役割も期待される。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第1節(1)② こうした「小さな拠点」は、…、例えば、<u>ICTを活用した6次産業の展開など…。</u></p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
60	京都府	<p>第1部第3章第1節(3) (以下のとおり修正) また、筑波研究学園都市、<u>世界最先端の研究開発を行う大学・試験研究機関やオンリーワンな技術を有する中小企業等が、京都市域からけいはんな学研都市までの地域に集積している京都イノベーションベルトにある関西文化学術研究都市やでは、健康、医療産業、エネルギーなどの研究開発を進めるとともに、その成果の実用化により、スマートライフを実現する地域づくりを行っており、沿線の大学、研究機関等の連携が強化されるなど、…。</u></p> <p>第2部第2章第1節(2) (以下のとおり修正) なお、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の集積を始めとしてにおいて、<u>健康・医療分野等の研究開発から事業化を最速で行うことを内容とする国家戦略特区に指定されており、大学、試験研究機関においても重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第1節(3)④ また、<u>国、独立行政法人、企業の様々な研究機関、大学等が集積する筑波研究学園都市、大学、研究機関、オンリーワンな技術を有する中小企業等が集積する関西文化学術研究都市や、沿線の大学、研究機関等の連携が強化されるなど、。</u></p> <p>第2部第2章第1節(2) なお、<u>次世代がん治療の開発実用化、生活支援ロボットの実用化、革新的な省エネルギー技術の開発等を旨とする筑波研究学園都市及び、最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、スマートコミュニティ等のエネルギー分野における研究開発及び成果の事業化を旨とする関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する</u></p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
61	京都府	<p>東京一極集中を是正し、首都機能のバックアップ体制を整備するためには、政府機関や独立行政法人の地方移転も欠かせない。</p> <p>第1部第2章第3節 (以下のとおり修正) また、例えば、首都直下地震等の災害リスクを軽減する観点から、ICTの進化・活用等により、現在東京に存在する<u>中央省庁などの政府機関や、国や民間企業の施設、機能等について地方への移転・分散、バックアップを進め、それに伴う地方への移住を促進する。</u></p> <p>第1部第3章第2節(1)(諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築) (下線を追加) 今後、首都直下地震や南海トラフ地震等による被害を最小化し、…、東京圏に集中する人口及び諸機能の分散を図るとともに、<u>東京一極集中を是正し、日本創生を実現するため、政府機関や独立行政法人等の移転も含め、首都機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を推進する。</u></p>	<p>政府関係機関の地方移転については、第1部第3章第1節(1)③に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
62	京都府	<p>連携中枢都市圏制度は、人口20万以上の中心都市に機能を集約し、周りを引っ張っていく考え方であるが、中心都市は、全国で約60しかないため、中心都市を設けるのではなく、小さな都市同士であっても、相互に役割分担と連携をして、一体的に生活機能を充実していくことも有効な方法であると考えられる。</p> <p>第2部第1章第1節(4) (以下のとおり修正) とりわけ、拠点性の高い大都市から離れた地域において生活圏域の中心を担っている地方都市では、…懸念される。周辺の農山漁村を含めた生活圏域の生活を維持するためにも、これらの地方都市とを中心とした地域における連携の取組は重要である。 このため、…、コンパクトシティが相互に連携する形で、地方の中心都市と周辺都市、<u>地方都市と地方都市</u>、<u>地方都市圏と大都市圏</u>といった、広域的・重層的な都市間の対流によってイノベーションを促進し、経済・生活圏の活力の維持・増進を図る。</p>	<p>「地方の中心都市と周辺都市」の記述は、大都市と中小都市の連携だけでなく、中小都市同士の連携等も含んでいるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、具体的取組として、「連携中枢都市圏」以外に、中心市の人口要件を概ね5万人以上とする「定住自立圏」についても記述しております。</p>
63	京都府	<p>深刻な少子化に歯止めをかけるため、幼児教育・保育料や医療助成など、第2子、3子が生み育てられる環境整備が必要である。</p> <p>第2部第1章第4節(1)(出産、子育て環境の整備) このため、柔軟な休暇制度の充実やテレワークの推進等によるワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改善、職住近接、クラウドソーシングの活用、三世代同居・近居、認定こども園・幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等の整備、<u>幼児教育・保育料、医療費の助成</u>等の取組を推進する。</p>	<p>ご意見の点については、子育て世代が仕事と子育てとを両立できる環境整備について記述しているところであり、経済的負担の軽減のための方策を記述することはなじまないため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
64	京都府	<p>地方経済のさらなる発展には、地方への対日投資の一層の拡大が必要であり、東京開業ワンストップセンターのように、ジェトロ事務所と自治体等が一体となって、中小企業とのマッチングや研究開発など外資系企業の地域への進出を総合的に支援するセンターを全国のブロックごとに設立する必要があると考えている。</p> <p>第2部第2章第3節リード文 (下線を追加)</p> <p>グローバル化が進展する中で、…重要である。そのため、魅力ある成長産業を形成するとともに、<u>外資系企業の国内への進出支援や世界トップクラスの事業環境の整備などにより国際的な立地競争力を強化し、我が国における投資環境の魅力を高める必要がある。</u></p>	<p>ご意見の点については、「世界トップクラスの事業環境の整備等」の「等」に含まれるため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、第2部第2章第2節(2)において、中小企業のグローバル化のための取組支援等の中で記述しております。</p>
65	京都府	<p>古の都から生まれた伝統文化の粋が地域に派生し、各地固有の多様な文化が育まれてきた旨を追記。</p> <p>第2部第3章リード文 (下線の追記と削除)</p> <p>我が国には、長い歴史に培われてきた風土があり、またそれを背景として育まれた地域固有の多様な文化が存在する。<u>日本固有の長い歴史と伝統の中で育まれてきた文化があり、それを継承し発展させてきた伝統文化の粋を活かし、日本各地の多様な文化を大切にすることが重要である。そうした文化を背景に歴史的な建造物、伝統的な街並みなどの景観、伝統芸能、祭り、伝統工芸等の蓄積が美しい国土を形成しており、これらを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化していく必要がある。</u></p>	<p>当該箇所は、各地域固有の多様な文化について端的に記述しており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
66	京都府	<p>「スポーツ立国」の実現に向けて、各地域においてスポーツ活動の拠点となる競技施設を整備し、スポーツ観光をテーマにした交流人口の拡大を図ることにより、地域の活性化を図っていくことが必要である。</p> <p>第2部第3章第1節(2) (下線を追加) 学校や地域における活発なスポーツ活動や地域に密着したプロスポーツチームの活躍は、地域住民に、活力や地域への誇りと愛着をもたらすものである。特に、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことから、スポーツへの関心の高まりは顕著であり、<u>各地域にスポーツの活動拠点となる競技施設を整備し、スポーツ振興を図るとともに、実際にプレーする以外にも、…。</u></p>	<p>当該箇所は、スポーツ活動への参加機会の充実について記述しており、施設整備について記述することはなじまないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
67	京都府	<p>中国や韓国、ロシアなど日本海の対岸諸国の経済発展を日本の成長に取り入れるためにも日本海側拠点港の整備・拡充が必要なことから下記を追加。</p> <p>第2部第4章第1節(1)(グローバルな物流拠点の形成に向けた取組) (下線を追加) 地域の産業・生産基盤を担い、国民生活の安定を支える<u>日本海側拠点港をはじめとした重要港湾の整備…</u></p>	<p>当該箇所は、日本海側拠点港以外の港湾も含めて記述しているところであり、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。 なお、日本海側のゲート機能の強化については、第1部第3章第1節(3)③において記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
68	京都府	<p>国土軸のミッシングリンクの解消は、代替性の確保だけでなく、地域のアクセスを改善することで地方創生の実現にも繋がることから下記を追記していただきたい。</p> <p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) (下線を追加)</p> <p>このため、地域・拠点の対流を支える道路ネットワークの強化、迅速かつ円滑な物流を実現する三大都市圏環状道路や地方広域ブロック間を結ぶ高規格幹線道路、空港・港湾へのアクセス道路…</p>	<p>ご意見の内容は、当該箇所の「地域・拠点の対流を支える道路ネットワークの強化」に含まれておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
69	京都府	<p>リニア中央新幹線の整備にあたっては、経済全体に与える影響や関西国際空港への接続など、国家戦略を踏まえた国土軸の形成に向けた極めて重要な国家プロジェクトとして検討する必要がある。特に、有識者や京都市との共同検討において、「京都駅ルート」が経済波及効果が高いとの分析結果が示されている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、京都を通る整備ルートの選定と大阪までの同時開業について、記載していただきたい。</p> <p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) (削除及び下線を追加)</p> <p>リニア中央新幹線については、2011年5月に決定された整備計画に基づき、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による関西国際空港へのアクセスや地元の意見もよく聴取した上で検討し、最も効果的なルートの選定と整備が着実早期に進められるよう、必要な連携及び協力を行う。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
70	京都府	<p>大規模災害時におけるリダンダンシーの確保の観点から、太平洋側と日本海側の輸送路及び天然ガスパイプライン整備に合わせ、京都舞鶴港等をハブとする日本海側と太平洋側を結ぶパイプラインの整備が必要である。</p> <p>第2部第4章第3節(3) (下線を追加) また、天然ガスについては、基地の整備及び機能強化を図るとともに、<u>リダンダンシーの観点から、太平洋側と日本海側の輸送路に加え、太平洋側と日本海側の都市圏を結ぶ輸送路及び天然ガスパイプラインの整備等</u>に向けて検討を進めることにより、LNG受入基地間での補完体制を強化する。</p>	<p>災害時におけるエネルギー確保については、第2部第6章第4節(3)において記述しているところであるため、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
71	京都府	<p>近畿圏の特徴として、下記を追加していただきたい。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑤          域内総生産は約78兆円。我が国第二の経済圏であり、<u>伝統文化・ものづくり文化が継承・集積されており、世界に誇るオンリーワン技術を持つ多様な中小企業や健康・医療分野を始め、学術・研究機能が集積しているとともに、伝統文化・ものづくり文化が継承・集積されており、さらに、アニメや映画のコンテンツ産業等、新たな文化も生まれている。</u>          国際コンテナ戦略港湾や日本海側拠点港湾、国際空港等、国際的なゲートウェイ機能の集積があり、<u>世界でも有数の観光圏である近畿圏にアジアを中心に近畿圏への訪日外国人数も増大している。</u>          大都市と自然豊かな農山漁村が近接し、大都市と自然の魅力を日常的に享受できる環境を有する。          都市機能が集積するゼロメートル地帯や地下街を有し、津波や高潮等による浸水対策や切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。          今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成や、北陸新幹線の大坂までの早期開業を見据え、健康・医療産業等の成長分野や観光分野等について、アジアのゲートウェイ機能を活用し、対流の拡大を図ることが求められる。</p>	<p>多様な中小企業、アニメ・映画のコンテンツ産業、観光圏、日本海側拠点港に関するご意見の点については、各圏域全体の記述レベルのバランス等を考慮し、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、多様な中小企業、アニメ・映画のコンテンツ産業、観光圏については、「伝統文化・ものづくり文化が継承・集積されており」、「健康・医療産業等の成長分野や観光分野等」と、日本海側拠点港については、「国際コンテナ戦略港湾や国際空港等」の「等」に日本海側拠点港も含めて記述しております。整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>
72	大阪府	<p>第1部第3章第1節(3)③(アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むためのゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成)</p> <p>このように、現在諸機能が集中している太平洋側だけではなく、日本海側を活用していくことの重要性が高まっていることから、日本海側の機能の強化を図るとともに、整備新幹線の早期整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成等を通じて、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、世界との結びつきを強化する。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
73	大阪府	<p>第1部第3章第1節(3)④(スーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮)</p> <p>リニア中央新幹線の整備は、東西大動脈の二重系化、三大都市圏の一体化、及び地域の活性化等の意義が期待されるとともに、国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に早期に進められるよう、必要な連携・協力を行う。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文  交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
74	大阪府	<p>第1部第3章第2節(1)(諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築)</p> <p>今後、首都直下地震や南海トラフ地震等による被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能にする観点から、まず人命を守ることを第一に対策を進めつつ、東京圏に集中する人口及び諸機能の分散を図るとともに、首都機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の東京圏外への整備等を推進する。</p>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
75	大阪府	<p>第2部第4章第1節(1)(グローバルな物流拠点の形成に向けた取組)</p> <p>国際航空貨物についても、豊富な北米との旅客便・貨物便ネットワークを活かしたアジアー北米間を始めとする国際トランジット貨物や生鮮品輸送を積極的に取り込むことに加え、地域の成長産業の重点的な育成や振興を支えるための航空物流機能の強化を図る。</p>	<p>ご意見の点については、我が国の航空貨物ネットワークの充実に向け、まずは旅客便ネットワークを活かした取組が重要であることを踏まえて記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
76	大阪府	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>リニア中央新幹線については、2011年5月に決定された整備計画に基づき、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に<u>早期</u>に進められるよう、必要な連携及び協力を行う。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文  交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。<u>高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</u></p>
77	大阪府	<p>第2部第6章第4節(1)</p> <p>さらに、東京圏に集中する人口及び諸機能の分散や中枢管理機能のバックアップ体制の<u>東京圏外</u>への整備等を進める。</p>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>
78	大阪府	<p>第3部第2章第2節(1)⑤</p> <p>都市機能が集積するゼロメートル地帯や地下街、<u>地震時等に著しく危険な密集市街地</u>を有し、……</p>	<p>ご意見を踏まえ、各圏域全体の記述レベルのバランス等を考慮し、以下のとおり修正します。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑤  都市機能が集積するゼロメートル地帯や地下街、<u>密集市街地</u>を有し、……</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
79	大阪府	<p>第3部第2章第2節(1)⑤</p> <p>今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、健康・医療産業等の成長分野や観光分野等について、アジアのゲートウェイ機能を活用し、イノベーション創出に向けた基盤強化や、自然・歴史ストックを活かした魅力的な地域づくりにより、対流の拡大を図ることが求められる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各圏域全体の記述レベルのバランス等を考慮し、以下のとおり修正します。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑤          …アジアのゲートウェイ機能や歴史・文化等の集積を活用し、対流の拡大を…</p>
80	兵庫県	<p>「コンパクトシティ」や「小さな拠点」による地域構造の集約化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンパクトシティ」については既成市街地の再生及び活性化対策として、</li> <li>「小さな拠点」については過疎地域の活力維持対策として、それぞれの趣旨、目的に沿った施策展開を行い、決して地域内に新たな一極集中構造が形成されないよう、また、周辺集落の切り捨てにつながるものがないよう留意すること。</li> <li>・「コンパクトシティ」や「小さな拠点」を進めるにしても、既存機能の集約を目ざすのではなく、多機能連携やネットワークシステムをつくることを基本とすること。</li> </ul>	<p>対流促進型国土の形成のため、コンパクト+ネットワークの考え方の下、地域自らが主体となって、地域の特性に即した取組を行う必要があると考えており、その旨を第1部第2章第4節等において記述しております。また、計画の推進段階において、その点について十分留意してまいります。</p>
81	兵庫県	<p>東京一極集中の是正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京への一極集中は、日本全体の活力低下につながることから、今般の地方創生においても極めて重要な課題と位置づけられている。このため、国土政策上、東京圏への人口流入を抑制し、東京圏の人や資本を地方に環流させる制度や仕組みの構築が重要である。</li> <li>・計画に記載されている国や民間企業の施設、機能等の地方への移転、分散と地方への移住を実現するために、東京圏への企業や大学の立地抑制、人や企業が地方を志向する税制度など具体的方策に取り組んでいただきたい。</li> </ul>	<p>東京一極集中の是正については、ご意見の主旨を第1部第2章第3節において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいりたいと考えております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
82	兵庫県	<p>首都機能のバックアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災クラスの災害に備えるには、国土の複眼型構造が必要である。計画では、首都機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進めることとされているが、具体的な整備地域が示されていない。</li> <li>・関西圏は、首都と同時被災せず、国地方支分部局や外交機関、民間中枢機関、大学・研究機関の集積が図られ、交通輸送手段や情報通信機能が充実していることから、首都圏のバックアップを担いうる圏域として位置づけ、取り組みを明示すること。</li> </ul>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>
83	兵庫県	<p>海外との関係強化の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土形成計画にもとづく国土利用においては、産業利用の観点が必要な要素である。海外からの投資を呼び込む環境整備について計画に記載されているが、アジアやアフリカ等新興国の新たな成長とシンクロナイズする産業構造の確立を明示すること。</li> </ul>	<p>ご意見の点については、第2部第2章等において、ユーラシアダイナミズムを取り込むための施策について記述しております。</p>
84	兵庫県	<p>地方の社会資本整備の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピックを控え、今後も東京中心の社会資本整備が進み、地方との格差が拡大する。東京一極集中を是正するため、投資効果に係わらず、地方の社会資本整備を強力的に推進すべきである。</li> <li>・多重性の確保、複眼型・多極型国土の形成の観点から、特に、関西都市圏の環状道路及び日本海国土軸の高速道路網、山陰新幹線、四国新幹線の整備を位置づけること。</li> </ul>	<p>社会資本整備の推進については、第2部第4章第1節(3)等において記述しているところであり、全体のバランス等を考慮して原案のとおりとさせていただきます。</p>
85	兵庫県	<p>オールドニュータウンの再生について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度経済成長期に開発されたニュータウンは、すでに高齢化が進み、ゴーストタウン化する懸念がある。若者から中堅世帯、高齢者がともに住み暮らせる機能を提案すべきである。</li> <li>・特に、民間で開発された一戸建ての大規模団地については、有効な再生対策がない。地方に住む者が二地域居住のために活用するシステムの構築など、対策を早急に検討すること。</li> </ul>	<p>ご意見の点については、第2部第1章第4節(1)においてスマートウェルネス住宅・シティ等について、第2部第1章第5節(1)において住宅市場の環境整備等について記述しておりますが、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
86	兵庫県	近畿圏広域地方計画の作成主体について ・県域を越えた関西全体の広域行政の責任主体である関西広域連合は、近畿圏の将来像等を定める近畿圏広域地方計画の実施の一翼を担っていることから、近畿圏広域地方計画協議会の構成機関に加えるとともに、将来的には計画の作成主体に位置づけること。	今回の意見聴取は、全国計画の原案についての意見を聴取するものであり、作成主体についてのご意見に対する考え方をお示しすることは控えさせていただきます。
87	兵庫県	第2部第1章第1節(8) このため、新幹線ネットワークの整備などによる都市間移動の高速かつ広域化、首都圏拠点空港の発着枠増加	ご意見の点については、発着枠の増加が必要なのは首都圏空港においてであると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、拠点空港の機能強化については、第2部第4章第1節(1)において記述しております。
88	兵庫県	第3部第2章第1節 広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会の議を経ることにより、国土交通省及び関係する国の地方支分部局、都道府県、指定都市、広域連合等の地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むこととなる。	広域地方計画協議会の地方公共団体に係る構成員については、国土形成計画法第10条第1項に明示されている都府県、指定都市のほか、同条第2項に基づき各圏域において市町村の代表等が加わっている場合等もあるところです。全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。
89	奈良県	第1部第3章第1節(3)④(スーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮) ・・・、建設主体である東海道旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められ、早期全線開業されるよう、必要な連携・協力を行う。	ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。 なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
90	奈良県	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>リニア中央新幹線については、2011年5月に決定された整備計画に基づき、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められ、<u>早期全線開業されるよう、必要な連携及び協力を行う。</u></p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
91	和歌山県	<p>第1部第1章第1節(4)</p> <p>以下の通り修正されたい。 30年以内に70%70%程度</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
92	和歌山県	<p>第1部第2章第1節(2)</p> <p>スーパー・メガリージョン → <u>複眼型スーパー・メガリージョン</u></p>	<p>三大都市圏については、ご意見の主旨を第1部第2章第1節(2)、同部第3章第1節(2)①等において記述しております。三大都市圏のそれぞれが個性を有し、それらをさらに際立たせていくことにより、対流の促進を図ることが重要であると考えております。</p>
93	和歌山県	<p>第1部第2章第4節</p> <p><u>国土軸の構想内容を具体的に記載すべき</u></p>	<p>ご意見を踏まえて、第1部第2章第4節(地方広域ブロック)の脚注を追加します。</p>
94	和歌山県	<p>第1部第3章第1節(2)①</p> <p><u>関西圏は東京を代替できる唯一の圏域であることを明記すべき</u></p>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
95	和歌山県	第1部第3章第1節(3)④、第2部第4章第1節(3) 国家プロジェクトとしてリニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業を実現することを明記すべき	ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。  なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。
96	和歌山県	第2部第1章第1節 地域・拠点の対流を支える道路ネットワークの強化をもっと盛り込むべき。	ご意見の主旨については、第1部第2章第1節(3)、同章第2節において、対流の発生等に必要な要素としての道路を含めた交通ネットワークの重要性及び総合交通体系の構築の推進という観点で記述しているところです。
97	和歌山県	第2部第3章第2節(1) 「国において検討を進めているカジノを含む統合型リゾート(IR)など魅力的な国際観光拠点を形成する」ことを盛り込むべき。	国際競争力のある魅力的な観光地域づくりについては、第2部第3章第2節(1)において記述しております。なお、統合型リゾート(IR)については、現在国会に関係法律案が提出されている状況にあります。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
98	和歌山県	<p>第2部第4章第2節(2) (ICT活用によるストレスフリー社会の実現)</p> <p>「訪日外国人旅行者にも使いやすい公衆無線LANの安全性を担保した上で 認証手続き簡素化などの利用環境を実現するとともに、」</p>	<p>情報通信社会の安全・安心の確保については、第2部第4章第2節(3)において記述しているところであるため、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。</p>
99	和歌山県	<p>第2部第6章第1節(1)</p> <p>地震発生から津波到達までの時間が極めて短く、津波から逃げ切れない地域(津波避難困難地域)があり、避難路の整備、津波避難施設の整備、高台移転の促進など解消に向けた施策を推進することを明記すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第2部第6章第1節(1) この他、防波堤、防潮堤、避難路、津波避難施設等の整備を組み合わせた津波対策を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、…。</p>
100	和歌山県	<p>第2部第6章第5節(2)</p> <p>以下の通り修正されたい。 自主防災組織のカバー率活動カバー率</p>	<p>ご意見のとおりに修正します。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
101	京都市	<p>第2部第1章第1節(1)</p> <p>(地域の個性に合わせた政府機能の分散・移転等)</p> <p>東京一極集中が加速する中、かつて経験したことのない急激な人口減少社会への直面、首都直下地震や南海トラフ大地震をはじめとした巨大災害の切迫など、我が国を取り巻く大きな状況の変化に際し、国では「まち・ひと・しごと」の創生を掲げた地方創生を強力に推進しているところである。</p> <p>本計画は各地域が個性を際立たせ、魅力あるまちづくりを進めるために地方創生の観点を重視して策定されるべきものであり、これにより、地域が持つ魅力や価値観に新たな息吹を入れ、ヒト・モノ・カネ、情報の活発な動きである「対流」を促進させることで、日本の持続的な成長へ繋がるものと確信している。</p> <p>京都市では、人々の夢や希望、誇り、精神的豊かさ、家族や地域の絆など、社会を支える土台となる「こころの創生」を加えた、京都ならではの地方創生を進めているとともに、全国に類を見ない新景観政策を推進し、京都が誇る山紫水明の自然風景・風情豊かな町並み景観を保全・継承するなど京都の魅力を更に磨き、世界の京都として輝き続けるよう力強く取組を進めており、1200年の悠久の歴史の中で培われた豊かな文化と奥深い伝統に、これらの取組が相まって、東京圏とは別の文化の中軸、日本の精神文化の拠点として、東京圏と異なる価値観を形成している。</p> <p>そこで、日本の未来を形作るに当たっては、京都をはじめとした独自の魅力を持つそれぞれの地域を「対流」の強力な源泉となるよう磨き上げ、更には、その流れを大きな渦へと昇華させる必要があることから、『国宝・重要文化財を多数有し、国内有数の国際観光拠点であることに加え、巨大災害を東京圏と同時に被災しない京都市に、文化庁、観光庁等を移転させる。また、皇室の安心・安全について、京都に皇室の方にお住まいいただくことを視野に、まずは、東京で行われている行事の一部や、明治以降行われなくなった宮中行事等を、京都御所をはじめとした皇室ゆかりの地で執り行っていただくよう取組を進める』など、地域の個性に合わせた政府機能の分散・移転等の取組を推進し、地域が持つ魅力や価値観に新たな息吹を入れ、各地域が輝く施策を展開することを記載いただきたい。</p>	<p>政府関係機関の地方移転については、第1部第3章第1節(1)③に記述しているところであり、具体的な移転対象機関については、今後まち・ひと・しごと創生本部において検討されるものと承知しております。</p> <p>また、皇室に関する事項については、国土政策の範疇を超えた検討が必要であると考えられるため、記述することはなじまないものと考えております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
102	京都市	<p>第2部第1部第1章(5)</p> <p>(リニア中央新幹線の最適な整備によるスーパー・メガリージョンの形成効果の最大化)</p> <p>リニア中央新幹線の現在の計画では、大阪開業が東京・名古屋間の開業から18年も遅れることにより、東京一極集中が加速し、関西経済の地盤沈下が懸念される。更に、現行ルートは昭和48年に、超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定したものとなっている。</p> <p>スーパー・メガリージョンの形成により、三大都市圏がそれぞれの特色を發揮しつつ一体化し、世界を先導していくことが期待される中において、スーパー・メガリージョンの形成効果を最大化するためには、『国家プロジェクトとして、東京・大阪間の全線同時開業、国際拠点空港である関西国際空港までのルート延伸、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいた最適なルート設定をすること』を記載していただきたい。</p>	<p>ご意見の点については、主にスーパー・メガリージョンの形成について記述しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
103	大阪市	<p>第1部第3章第1節(3)④</p> <p>このため、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込む等の観点から、九州及び日本海側のゲートウェイ機能の強化を図るとともに、その交流・連携方策についても検討していくことが重要である。</p> <p>→(全面削除)</p>	<p>ご意見の箇所は、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込む観点から、コンテナ輸送のみならず、ゲートウェイ機能の強化を図るとともに、交流・連携方策に関する重要性について記述しているものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
104	大阪市	<p>第1部第3章第1節(3)④</p> <p>リニア中央新幹線の整備は、東西大動脈の二重系化、三大都市圏の一体化、及び地域の活性化等の意義が期待されるとともに、国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による全線同時整備が実現するよう整備が着実に進められるよう、必要な連携・協力をを行う。</p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文</p> <p>交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
105	大阪市	<p>第1部第3章第2節(1)</p> <p>東京圏に集中する人口及び諸機能の分散を図るとともに、首都機能を始めとする中枢管理機能の<u>平時からの分散化</u>、およびそのバックアップ体制の整備等を推進する。</p>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>
106	大阪市	<p>第2部第5章第2節(1)</p> <p>首都圏・阪神圏の高速道路における新たな料金体系の導入により、道路の稼働率を高め、渋滞などによる社会的な損失の削減を推進する。</p>	<p>ご意見の点については、現在進められている首都圏の高速道路における料金体系の検討を踏まえて記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
107	大阪市	<p>第3部第2章第2節(1)⑤  <u>今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、地域の対流を支える都市圏環状道路の整備促進が求められるとともに、健康・医療産業等の成長分野や観光分野等について、…</u></p>	<p>ご意見の点については、第2部第4章第1節(3)に記載しているところであり、原案どおりとさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文  <u>交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</u></p>
108	神戸市	<p>第1部第2章第4節  (大都市圏)  …また、三大都市圏それぞれが対流の拠点としての自立性を高め、<u>それぞれの個性を一層際立たせつつ、リニア中央新幹線により都市圏間における双方向の対流をより活発化することで、それぞれの個性を一層際立たせ、一体化することによりイノベーションを創出する世界最大のスーパーメガリージョンの形成を推進する。</u></p>	<p>三大都市圏が対流の拠点としての自立性を高めることに加え、リニア中央新幹線による時間距離の短縮を通じた個性の磨き・一体化が図られることによつて、スーパー・メガリージョンが国際競争力を発揮できることとなると考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
109	鳥取県	<p>本格的な人口減少社会の到来、地方から東京への人口流出超過、高い確率で予測される巨大災害への備え、風水害・土砂災害等の頻発といった国土を取り巻く課題に対応するため、東京一極集中の是正、日本海側の国土軸の整備・活用、地域の安心・安全や生活サービス機能等の確保、地域間のネットワークの強化等多くの重要な構想・施策を取り込んだ原案となっており、評価する。その上で、活発な地域間競争の促進、国土の均衡ある発展、災害時における代替性確保の観点から、高速道路のミッシングリンクの解消、幹線道路網の整備、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実、情報通信基盤の整備推進等の社会資本整備について、これからの10年で強力に推進していく計画としていただくよう要望する。</p> <p>また、現在各自自治体においては、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを創出するとともに、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に取り組んでいるところである。こうした各自自治体の地方創生の取組をも視野に入れながら、今後の策定作業に当たっていただきたい。</p>	<p>社会資本等の整備については、第1部第3章第2節(3)において、計画的に推進することを記述しております。また、地方創生の実現の重要性及び本計画との連携については、第1部第3章第1節(1)①及び②、第3部第1章第1節において記述しております。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。 第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
110	島根県	<p>第2部第5章第2節関係</p> <p>・地域間連携を進めるための既存インフラの活用 地方部における産業・観光など地域活性化を進めるための既存の高速道路の有効活用につながる、地域の実情に応じた柔軟な高速料金システムの導入</p>	<p>ご意見の点については、現在進められている首都圏の高速道路における料金体系の検討を踏まえて記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
111	広島県	<p>第2部第3章第2節(2)</p> <p>また、冬季のスノーリゾートの活用、サイクルツーリズムのための環境整備、外国人旅行者が怪我・病気になった際の対応を含めた医療との連携や体験学習等の多様化・高付加価値化を推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。</p>	<p>自転車を活用した観光振興については、第2部第4章第1節(4)において記述しているところであるため、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
112	山口県	第1部第1章第1節(5) 一方で新興国の経済発展により食料、水、エネルギー、鉱物資源等の需要が急増しており、一部の農産物の価格高騰等の影響が出ている。	ご意見の点については、食料・水・エネルギーの制約の視点から、世界的な食料需給動向を記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。
113	山口県	第2部第2章第5節(4)(水産資源の管理の強化) …ため、漁業権漁業、許可漁業、TAC(漁獲可能量)制度、TAE(漁獲努力可能量)	ご意見の点については、国の施策として、漁業権漁業や許可漁業における資源管理を公的な資源管理に位置付けていることから、原案どおりとさせていただきます。
114	山口県	第2部第2章第5節(4)(水産資源の管理の強化) 脚注の「31」及び「32」の削除	ご意見の点については、漁業権漁業及び許可漁業に係る記述を削除しないため、原案どおりとさせていただきます。
115	山口県	第2部第2章第5節(4)(水産資源の管理の強化) …違法操業の取締の強化などにより、漁業秩序を維持し、水産資源の回復及び管理を図る。	ご意見の点については、本計画案の「違法操業の取締の強化など」の「など」に漁業秩序の維持も含んでいることから、原案どおりとさせていただきます。
116	山口県	第2部第2章第5節(4) (「浜の活力再生プラン」等による構造改革)	ご意見のとおり修正します。
117	山口県	第2部第2章第5節(4) (「浜の活力再生プラン」による構造改革) …再生プラン」の作成策定及び実現を推進する。	ご意見のとおり修正します。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
118	山口県	第2部第2章第5節(4) (「浜の活力再生プラン」による構造改革) …生産力を向上させる取組、 <u>漁業の再生に向けた流通体制の改善</u> その他の 創意工夫を活かした取組を行う…	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第2部第2章第5節(4) 特に、条件が不利な <u>離島漁業の再生</u> については、…。
119	山口県	第2部第3章第1節(1) (「文化芸術創造都市」の振興等文化芸術による地域活性化) …、 <u>現在2014年の32自治体</u> から…	ご意見を踏まえ、時点が明確となるよう修正します。
120	山口県	第2部第7章第4節(1) … <u>需要の高まりの中、資源回復計画の作成資源管理計画の策定</u> や沖合域 の漁場整備などの…	ご意見のとおり修正します。
121	徳島県	第1部第3章第1節(2)①(国際的な都市間競争に打ち勝つ世界のモデルとなる 東京圏の形成)  さらに、 <u>政府関係機関の地方移転を図る</u> など東京圏から機能分散を進めると ともに、東京中心部と東京圏の業務機能を多核的に担ってきた業務核都市 については、一層の機能集積を図り、均衡のとれた東京圏の形成を推進する。	政府関係機関の地方移転については、第1部第3章第1節(1)③に記述しているため、原案どおりとさせていただきます。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
122	徳島県	<p>第1部第3章第2節(1)(諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築)</p> <p>また、・・・、巨大災害に際しても、これら重要インフラが機能を失うことのないようにする必要がある。特に、<u>道路ネットワークのミッシングリンクの解消や高速鉄道網の多重化等により我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの確保や日本海側と太平洋側との連携を強化することなどにより、国土の骨格に関わる多重性・代替性を確保していく。</u></p>	<p>ご意見の点については、道路ネットワークのミッシングリンクの解消を特出し事例として、東西大動脈の輸送ルートの代替性・多重性等について記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
123	徳島県	<p>第2部第1章第4節(4)</p> <p>一方で、地方での暮らしを希望するシニア世代もあることから、医療・介護サービスの提供体制が充実している地方への移住によって医療・介護サービスに係る需給のミスマッチが緩和されることも期待される。<u>そのためには、地方から首都圏の高齢者に対する情報発信を積極的に行い、また、地方における高齢者の受け入れに向けた環境整備を推進する必要がある。その際、地方が高齢者移住によって発生する将来的な社会保障費用の負担増をカバーする制度設計面での抜本的な見直しを図るとともに「お試し居住」を含む「元気なうちの地方居住」の取組が重要である。</u></p>	<p>ご意見の点については、現在、内閣府まち・ひと・しごと創生本部等において検討されていることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
124	徳島県	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>整備新幹線については、2015年1月の「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」に基づき、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進める。また、基本計画に留まっている新幹線計画については、<u>整備計画への格上げに向けた調査を進める。在来線については、・・・。</u></p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
125	徳島県	<p>第3部第2章第2節(1)⑦</p> <p>美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、<u>近畿圏や中国圏との連携、新幹線などの高速交通ネットワークの整備等</u>、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑦ 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、<u>中国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等</u>、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</p> <p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>
126	香川県	<p>現時点での地震の発生確率は文部科学省地震調査委員会から公表されている数値・表現によるべきである。</p> <p>第1部第1章第1節(4) 3頁4行目に下線部を追加 「首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で～」</p> <p>第1部第3章第2節(1) 37頁3行目に下線部を追加 「30年以内に70%程度の確率で発生するとされる首都直下型地震、南海トラフ地震の切迫や～」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
127	香川県	<p>「対流促進型国土」を目指すため、まずは、基本計画に留まっている新幹線計画を整備計画決定する必要があり、都市や地域間において、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成させる。</p> <p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) ・109頁15行目以降に下記を追加 <u>基本計画に留まっている新幹線計画については、整備計画に格上げのための調査・研究を進め、新幹線整備を促進することにより、都市や地域間において、有機的かつ効率的な交通ネットワークの形成を図る。</u></p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>
128	香川県	<p>「対流促進型国土」を目指すため、四国圏において、空港処理能力の拡大やネットワークの充実化に向けた方策など機能強化を図るとともに、基本計画に留まっている新幹線計画を整備計画決定することにより、都市や地域間において、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成させる。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑦ ・下線部を追記 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、<u>国内外からの観光需要の積極的な取り込みを図るとともに、中国圏との連携等、広域的な対流の促進を図るため、新幹線などの高速鉄道ネットワークや空港のゲートウェイ機能を整備することが求められる。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第3部第2章第2節(1)⑦ 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、<u>中国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</u></p> <p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
129	愛媛県	第2部第2章第5節(4)(水産資源の管理の強化) 「…低位水準にある魚種が4割を超えており、…」を「低位水準にある魚種が5割を超えており」に修正	ご意見を踏まえるとともに、平成26年度水産白書では、低位にあるものが42系群(50.0%)であることから、以下のとおり修正します。  第2部第2章第5節(4) 「…低位水準にある魚種が5割となっており、…」
130	愛媛県	下線部分を追加。  第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) 整備新幹線については、…、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進める。基本計画に留まっている新幹線計画については、 <u>整備計画に格上げのための調査・研究を進め、新幹線整備を促進することにより、都市や地域間において、有機的かつ効率的な交通ネットワークの形成を図る。</u>	整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところですが、本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。
131	愛媛県	下線部分を追加。  第3部第2章第2節(1)⑦ 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信するとともに、 <u>新幹線などの高速鉄道ネットワークの整備を促進するなど、中国圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</u> さらに <u>近畿圏、九州圏との連携強化による圏域経済の活性化と発展のため、太平洋新国土軸の形成が必要である。</u>	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 第3部第2章第2節(1)⑦ 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、中国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。  整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところですが、本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。  なお、国土軸については、第1部第2章第4節(地方広域ブロック)の脚注を追加しています。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
132	高知県	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>・整備新幹線の記述と在来線の記述の間に、以下の文言(下線部)を追加</p> <p>「整備新幹線については、…着実な整備を進める。基本計画に留まっている新幹線計画については、整備計画に格上げのための調査・研究を進め、新幹線整備を促進することにより、都市や地域間において、有機的かつ効率的な交通ネットワークの形成を図る。在来線については、…」</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>
133	高知県	<p>第2部第6章第4節(2)</p> <p>・下線部を修正(2行目)</p> <p>…ミッシングリンクの整備解消、橋梁の耐震性能向上、…</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
134	高知県	<p>第3部第2章第2節(1)⑦</p> <p>・3、4段落目を以下のとおり修正。</p> <p>域内総生産は約14兆円。基礎素材産業の集積地となっている。また、中山間地域においてICTを活用した遠隔勤務等の対流の事例がみられる。切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備えるため防災・減災対策の取組を進めることや、美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信することが必要である。</p> <p>今後は、高規格幹線道路網「四国8の字ネットワーク」や新幹線の高速鉄道ネットワークの整備を促進することにより、中国圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第3部第2章第2節(1)⑦ 美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信するとともに、骨格となる交通ネットワークの強化及び中国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。</p> <p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところ。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文 交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</p>
135	福岡県	<p>第1部第2章第1節(2)</p> <p>「第二に関西圏、名古屋圏、その他地方圏と海外との対流である。」を「第二に関西圏、名古屋圏に加え、九州圏をはじめとするその他地方圏と海外との対流である。」に修正</p>	<p>ご意見の点については、促進すべき国内と海外との対流の一つの事例として、地方圏と海外との対流が重要である旨を言及しているため、九州圏のみを地方圏から特出しせず、原案どおりとさせていただきます。なお、東アジアの玄関口としての位置付けについては、第1部第3章第1節(3)③、第3部第2章第2節(1)⑧等に記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
136	福岡県	第2部第1章第6節(5) 「身近な生活交通の不足」を「身近な生活交通や燃料供給地の不足」に修正	ご意見の点については、「著しい高齢化、…、地域医療の危機等」の「等」に含まれているため、原案どおりとさせていただきます。 なお、サービスステーション(SS)の設置に係る課題については、過疎地域はもとより、都市部においても存在することから、国全体の燃料供給体制の課題として、今年度、「SS過疎地対策協議会」が設置され、議論が始められたところであると承知しています。
137	福岡県	第2部第1章第6節(5) 「交通通信体系の整備、」の後に「SS過疎対策、」を追加	ご意見の点については、「産業の振興、…、集落の整備等」の「等」に含まれているため、原案どおりとさせていただきます。 なお、サービスステーション(SS)の設置に係る課題については、過疎地域はもとより、都市部においても存在することから、国全体の燃料供給体制の課題として、今年度、「SS過疎地対策協議会」が設置され、議論が始められたところであると承知しています。
138	福岡県	第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成) 「湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。」を「港口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、個々の地域の状況を踏まえて取り組む。」に修正	湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組むことが必要であるため、原案どおりとさせていただきます。
139	福岡県	第2部第6章第1節(1)(施設の整備等による防災・減災対策) 「…、電力の確保」を「…、分散型エネルギーの導入」に修正	ご意見の点については、「分散型エネルギーの導入」は「電力の確保」に含まれるものと考えられるため、原案どおりとさせていただきます。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
140	佐賀県	第2部第3章第2節(4) また、商業施設、公共施設、医療施設等様々な施設について、 <u>ピクトグラム(絵文字)の導入、トイレの洋式化、Wi-Fi環境整備を含めたユニバーサルデザインの徹底や、…</u>	訪日外国人旅行者の受入環境整備については、第2部第3章第2節(2)において記述しているところであるため、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。
141	長崎県	第2部第2章第4節(2) 冒頭の「地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等」の「風力」の後に「、海洋エネルギー」の文言を追加していただきたい。	「海洋再生エネルギー」については、主に洋上風力発電であると考えますが、これはエネルギー基本計画を基に例示している「地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等」の「等」に含まれるため、原案どおりとさせていただきます。
142	長崎県	第2部第3章第2節(2) 「…、貨物ふ頭などの既存ストックの有効活用、…等、クルーズ船の受入環境の改善を進める。」となっていることから、新たなクルーズ客船対応のふ頭整備が読めるような記述に変更していただきたい。	ご意見の点については、「また、2020年「クルーズ100万人時代」を目指し、…、貨物ふ頭などの既存ストックの有効活用、外航クルーズ船に多様なサービスを提供する場としての「みなとオアシス」の活用、クルーズふ頭における免税店制度の活用等、クルーズ船の受入環境の改善を進める。」の「等」に含めて記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。
143	熊本県	第2部第1章第6節 離島、山村、半島、過疎の各々の地域における、地域間交流及び自立のためには、道路交通施設整備と既存ストックの効果継続のための維持管理の双方が必要であるため、維持管理面についても記載が必要と思われる。	国土基盤のメンテナンスについては、第2部第5章第1節等において記述しているところであるため、全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきます。

No.	団体	意見	意見に対する考え方
144	北九州市	<p>第2部第2章第4節(2) (分散型エネルギーシステムの構築)</p> <p>地域に賦存する再生可能エネルギーの有効活用は、地球温暖化対策に資するとともに、地域のエネルギー自給率を高め、災害時に一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである。木質バイオマス、下水汚泥、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、廃棄物発電、再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等)等は、地域に密着したコスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、「地産地消」型のエネルギービジネスとして自立し、地域活性化にとっても重要な役割を果たすことが期待されることから、活用を推進する。</p>	<p>「廃棄物発電」はエネルギー基本計画中の「木質バイオマス等」に含まれると考えます。したがって、「木質バイオマス、・・・、再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等)等」の「等」に含まれるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
145	北九州市	<p>第2部第6章第1節(3) (広域連携体制の整備)</p> <p>大規模地震などにより広域かつ甚大な災害が発生した際に、必要な資機材など等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため～</p>	<p>ご意見を踏まえ、本計画における標記の統一の観点から、以下のように修正いたします。</p> <p>大規模地震等により広域かつ甚大な災害が発生した際に、必要な資機材など等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため～</p>
146	福岡県 大分県 宮崎県 北九州市	<p>第2部第4章第1節(3)(総合的な陸上交通網の形成)</p> <p>整備新幹線については、整備計画路線の着実な整備とともに、基本計画路線の整備計画路線への格上げの検討について記載していただきたい。</p> <p>(案)</p> <p>地域間の対流を促進する幹線鉄道的高速化を一層推進する。整備新幹線については、2015年1月の「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」に基づき、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進めるとともに、基本計画路線の整備計画路線への格上げについても検討を行う。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところですが、本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>

No.	団体	意見	意見に対する考え方
147	沖縄県	第2部第1章第6節(1) ・原案に下線部を追記 生活の安定のため、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、港湾、漁港、道路等交通施設の整備、高度情報通信ネットワークの充実、水の確保や汚水処理に関する取組、地震・津波対策、洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策、再生可能エネルギーの利用の推進、ガソリン小売り価格の引き下げを支援する。	ご意見の点については、一般に交通施設として漁港は馴染まないことなどから、原案どおりとさせていただきます。 なお、漁港整備を含め、第一次産業の振興に必要な生産基盤の強化については、第2部第1章第6節(1)中の第2段落に記述しております。
148	沖縄県	第2部第6章第1節(2) ・原案に下線部を追記 (諸機能や居住のより安全な地域への誘導等)	ご意見のとおり修正します。
149	沖縄県	第2部第6章第1節(2) (諸機能や居住の安全な地域への誘導等) ・原案に下線部を追記 …、当該地域の利便性を向上させることにより中長期的な視点から居住をより安全な地域へ誘導していく効果が期待できる。	ご意見のとおり修正します。
150	沖縄県	第2部第6章第2節(1) ・原案を下線部に修正 …居住等の災害リスクの低いより安全な地域への誘導等…	ご意見のとおり修正します。
151	沖縄県	第2部第7章第4節(2) ・原案を下線部に修正 …、漂流・漂着ゴミごみ対策の推進等を図る。	ご意見のとおり修正します。
152	沖縄県	第3部第1章第3節 ・原案を下線部に修正 …、国土利用関係諸計画土地利用関連法制等の適切な運用により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。	ご意見の点については、国土形成計画法第6条第7項に基づき、国土形成計画と国土利用計画との連携について記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。



## 2. 国民意見について



No.	意見	意見に対する考え方
1	国土の破壊なき経済成長にするべき。	第1部第1章第5節(2)において、国土づくりの目標として、食料、水、エネルギー等を確保することによって国民生活を守ること、人口減少下においても経済成長を続けることなどを記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。
2	自尊心や愛国心の無い役人の存在が最大の問題なんだよ！理解してるか？	本計画の内容に対するご意見とは認識しがたいため、ご意見に対する考え方を示すことは控えさせていただきます。
3	<p>国土形成計画の対象とすべき”国土”の範囲として、陸域の約40万Km<sup>2</sup>に海域の450万Km<sup>2</sup>を含めたものとすべきと考えます。</p> <p>(国連海洋法条約に則って設定された日本の管轄海域の面積は、領海、接続海域、排他的経済水域の合計で、約450万Km<sup>2</sup>とされています。)</p> <p>狭い陸域のより効率的な活用は絶対の必要条件です。しかし、その限界も認識すべきです。広大な海域を幸いにも日本は設定することが出来ました。是非、この広大な海洋空間と膨大な海水を有効に活用しましょう。</p>	ご意見の点については、第1部第1章第3節において、「また、我が国周辺海域は、世界有数の領海及び排他的経済水域の面積を有するなど広大で、各種資源にも恵まれている。四方を海に囲まれた「海洋国家」として、領土・領海を堅守するとともに、海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用を進めていくことが必要である。」と記述しております。また、海洋・海域の保全と利活用に関する具体的施策については、第2部第7章第4節において記述しております。

No.	意見	意見に対する考え方
4	<p>○小型機だと1機170人程度の乗客の為に何百万人もの都民が騒音等被害を受ける、東京国際空港(羽田空港)の機能強化(飛行経路の見直し)の国土形成計画を閣議決定させ政府方針としないください。</p> <p>○日本人として、赤坂御用地付近(新国立競技場)や明治神宮の上空を低空で屋内でも聞こえる爆音響かせて、最大2分毎に飛行機が飛ぶ羽田空港の新飛行経路に断固反対です。(事前に宮内庁に諮っていないのは問題)</p> <p>○空港インフラの効率を上げる為に、羽田-地方空港便を小型化するのではなく大型化により、また競合する各新幹線や中央新幹線等の利用を促進することにより、また過疎少子高齢化等により不採算となる地方空港の羽田便を減らすことにより、あく羽田発着枠を国際便に振分けること。</p> <p>羽田以外の空港利用促進。これらにより当面の間、羽田空港の新飛行経路しなくても良いのではないのでしょうか。(1往復を国際便に振分ければ500人乗りなら1年で国際便旅客36.5万人も増えるのですから)。</p> <p>○その上で長い目を見て訪日外国人3000万人を目指すのであれば、羽田空港の新滑走路ではなく、安く発着枠増できる成田空港のC滑走路(セミオープンパラレル)建設(まで時間がかかりそうなので)を早く決定すべきです。</p>	<p>東京国際空港(羽田空港)の機能強化については、今後、住民の方々の意向を伺いながら、環境影響に配慮した方策を策定していくこととしており、ご意見は参考とさせていただきます。</p>
5	<p>分散型エネルギーが「コンパクト+ネットワーク」の国土構造、地域構造形成の構成要素として位置づけられ、コージェネレーションやスマートコミュニティが分散型エネルギーとして明記されたことを歓迎する。</p> <p>本計画策定後は、本計画が分散型エネルギー普及・整備に向けた具体的な施策推進へつながることを期待する。</p>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
6	<p>第一は、この度の国土形成計画で初めて示された小さな拠点の考え方についてです。</p> <p>現行の国土形成計画ではコンパクトシティが都市のあり方として示されましたが、農村地域のあり方については明確なビジョンが示されていないと考えています。</p> <p>小さな拠点は、持続的な農村地域を支える仕組みとして提示されました。これは、都市におけるコンパクトシティとは異なり、農村地域の居住地の集約を求めるとは異なり、複数集落により形成される生活圏の中心地域を機能の拠点として整備し、かつ周辺集落とのネットワークを確保することによって、地域全体を支えようとするものです。</p> <p>この考え方は、農村計画学会でこれまでたびたび議論されてきたことであり、原案に組み込まれていることを大いに評価したいと考えています。</p>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
7	<p>第二は、コンパクト+ネットワークについてです。</p> <p>先の小さな拠点にも関係しますが、従来言われてきた交流を対流と呼び替えた上で、東京一極集中の是正やグローバルな展開をも視野に入れながらそれを促進するために様々なネットワークを充実させるという考え方であり、これも大いに評価できると考えます。</p> <p>「ネットワーク」については、利便性の向上、圏域人口の拡大、地域間の役割分担、イノベーションを生み出す多様・異質なヒト・モノ・カネ・情報の流動のために必要と位置付けられています。</p> <p>人の居住という意味では、先の小さな拠点とあわせ、農村地域での生活を担保しようとするものであると理解できますが、各種生活必需機能を中心部に集約することで地域に残すことができたとしても、その機能と周辺の農山村部とのネットワークの手段が具体的に補償されなければ、それらのサービスを楽しむことができず、人口流出に拍車がかかる恐れもあります。こうした点は田舎暮らし(田園回帰)の促進とも矛盾しかねません。また、農村地域には面として広がる農地があります。国土管理上、資源としての農林地をどのように管理するのかという視点についても、一層明確にされることを期待します。</p>	<p>「小さな拠点」に必要なネットワークの手段の確保には、第1部第3章第1節(1)②(集落地域における「小さな拠点」の形成・活用)、第2部第1章第1節(2)において記述していますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p> <p>農地管理につきましては、ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>第2部第7章第1節(2)</p> <p>具体的には、……農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。</p> <p><u>加えて、中山間地域等の条件不利地域では、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」等の営農形態や都市と農村の共生・対流等地域間の連携による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。</u></p>

No.	意見	意見に対する考え方
8	<p>第三は、グリーンインフラストラクチャーについてです。  原案に述べられているように、グリーンインフラは近年欧米で注目を浴びている考え方で、今後の日本の人口減少や気候変動への適応策を考える際に欠かすことのできない概念だと考えます。  そういった意味で、原案ではかなりの分量を割き、グリーンインフラについての記載がなされたことは、高く評価したいと思います。  今後の各圏域における広域地方計画の策定においても、このグリーンインフラの考え方が浸透するように、様々な働きかけを続けていただければと思います。</p>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。また、ご意見の主旨を各広域ブロックの広域地方計画協議会とも共有させていただきます。</p>
9	<p>最後に、原案には東日本大震災からの復興についても言及されていますが、その位置づけが一見わかりにくい印象を受けました。  ご承知のように、2011年に起こった東日本大震災は、その被害が甚大であったのみならず、福島第一原子力発電所の事故も伴い、国民にとって日本の国土のあり方を問い直す大きな事件でした。  震災から4年以上が経ち、被災地以外ではその影響がほとんど感じられなくなりつつあり、風化の恐れすら感じられますが、被災地においては依然として復興は道半ばです。  農村計画学会では震災直後から東日本大震災復興特別委員会を立ち上げ、農村地域の復興を支援するとともに、調査研究を続けています。  東日本大震災の復興は、今後の国土形成においても未来を占う試金石でもあります。被災地の地域性に配慮した復興施策の推進、被災地と転出した被災者を結びつけた地域連携、拡大コミュニティの育成、農漁業の振興や農山漁村での新たなライフスタイルの確立に向けた地域活性化、地方創成は、被災地のみならず国土全域、特に農村地域における最重点課題といえます。新たな国土形成計画においても、復興の位置づけをより明確にされることを期待しています。</p>	<p>ご意見の点については、第2部第6章において、東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興、復旧について全体的に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
10	本計画案には、キリスト教歴や天皇歴が使用されているが、不適切である。「原爆暦」を使用すべきである。今年は「原爆暦71年」である。	ご意見の点については、国土づくりに向けた本計画において記述することはなじまないものと考えております。
11	I、第1部 第1章について i、第1節 (1)東京一極集中の是正を図る必要がある。(1ページ)について正しいが、実施については具体的に政府機関の福島・沖縄への移転が望まれる。	本計画は、国土形成に係る全体の方針を定めるものであり、個別の事項については別途対応するものです。
12	I、第1部 第1章について i、第1節 (4)戦後では無く「大東亜戦争・太平洋事変敗戦後」と改める。(3ページ)	ご意見の点については、国土づくりに向けた本計画において記述することはなじまないものと考えております。

No.	意見	意見に対する考え方
13	<p>I、第1部 第1章について  i、第1節  (5)  い、電力不足→削除(3ページ)</p> <p>ろ、コスト高→東京電力株式会社の株主責任を問い100%減資で極力対応させる。また社債についても投資家の責任を問い、デフォルトで対応させることで抑制する。(5ページ)</p> <p>は、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準→その後に、「と言われるが川内原発で、多くの火山学者から指摘されているように実はかなり科学的根拠に欠くところが多く信頼に足る物では無い」を付言する。(5ページ)</p> <p>に、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める再稼働を進める→「その判断を尊重しつつも、安全性の担保から、原子力発電所の再稼働を進める事はせずに原則廃炉にする。」と改める。(5ページ)</p> <p>ほ、火力発電の効率化→の後に、「即ち、通常の火力・原発では出来ない『ガスタービン』と『通常の原発と火力で使用している蒸気タービン(所謂湯沸し型)』とのハイブリッド型の高効率の『ガスコンバインドサイクル方式』の火力発電所の導入」を付言する。(5ページ)</p> <p>へ、可能な限り低減させる。→原則廃炉にする。(5ページ)</p>	<p>ご意見の箇所については、2014年4月に政府が策定した「エネルギー基本計画」に基づく記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
14	<p>I、第1部 第1章について  ii、第2節  (3)地震、津波に加え原子力災害が発生し複合災害となった。に続け「従って、原発の再稼働は福島第一原発の収束まではさせない、廃炉を原則とする。」を加入する。(6ページ)</p>	<p>ご意見の箇所については、2014年4月に政府が策定した「エネルギー基本計画」に基づく記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
15	<p>I、第1部 第1章について  iii、第5節  (2)①自然災害や事故による被害を最小化するの後に、「よって、原発は原則廃炉とする事で原発事故の被害を除去する。」を加入する。(9ページ)</p>	<p>ご意見の箇所については、2014年4月に政府が策定した「エネルギー基本計画」に基づく記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
16	<p>II、第1部 第2章について  i、第4節北方領土について→削除</p>	<p>北方領土については、全国土の一環として開発、整備が進められるよう計画されなければなりません。現在、特殊な条件の下におかれているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
17	<p>III、第1節 第3章について  i、(1)③政府関係機関については、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることにより→「国土交通省・経済産業省・国会・最高裁については、福島県双葉郡、南相馬市に移転を各関係自治体と政府が主体になり積極的に協議する。宮内庁・防衛省・外務省については沖縄県宜野湾市、名護市移転をする事を各関係自治体と政府が主体になり積極的に協議する。」に改める。</p>	<p>本計画は、国土形成に係る全体の方針を定めるものであり、個別の事項については別途対応するものです。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
18	<p>国土形成計画(全国計画)のあちこち(25,32,78,81,122,140,167ページ)に出てくる「産官学」という言葉の多くを、「産官学民」あるいは「産官民学」に替えてはどうか。関連して、25ページの「産官学金等」は見慣れない言葉なので、「金」を除いて「産官学等」でいいのではないか。</p>	<p>民間活力の導入については、第1部第3章第4(3)等において記述しております。なお、産学官の「産」とは、民間企業を含む産業界であると考えております。また、「産学官金等」については、地域発イノベーションのためには地方銀行等の金融機関の役割が重要と考えているため記述しております。</p>
19	<p>1. リニア中央新幹線  <u>・リニア中央新幹線は、東京・大阪間を同時開業すべきであり、国は国家プロジェクトとしてそのための方策を講じるべき。計画においてはその旨を明記すべき。</u></p>	<p>ご意見の点については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。  第2部第4章第1節リード文  交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。<u>高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</u></p>
20	<p>2. 北陸新幹線  <u>・北陸新幹線の大阪までのフル規格による早期開通が必要である。その旨を計画に明記すべき。</u></p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しております。</p>
21	<p>3. アジアゲートウェイ機能  <u>・アジアのダイナミズムを取り込むためには、関西が果たす役割は大きい。関西は、アジアのゲートウェイ(中核都市圏)としての役割を担うべきであり、その旨を計画に記載すべき。</u></p>	<p>個別地域のあり方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
22	<p>4. 中枢管理機能のバックアップ・諸機能の平時分散</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏等の災害時の司令塔機能の代替拠点が必要であり、首都圏の応急・復旧対応や長期間にわたる復興活動を支援する体制整備を進めるべき。司令塔の代替拠点を関西に設置すべき。</li> <li>・東京に立地する必然性のない国や企業の施設・機能等に地方移転を積極的に促す施策を検討し、各種機能の平時からの分散配置を進めるべきであり、具体的な検討を進める旨を計画に記載すべき。</li> </ul>	<p>ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>
23	<p>5. 業務機能の東京からの分散</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京23区にある本社機能の移転(全部・一部)を行う事業者への優遇措置については、<u>関西圏・中部圏の都心部も対象とすべき。</u></li> </ul>	<p>ご指摘の関西圏・中部圏の既成都市区域等の区域については、現在でもほかの地域と比べ、人口や事業所が突出して集中していることから、これらの地域を対象とした場合、周辺地域からその地域への移転が促進され、ますます人口や産業が集中する弊害が生じるおそれがあり、また、東京からの移転が特定の地域へ集中するおそれがあるため、税制優遇措置の対象外としたものです。</p>
24	<p>6. 地方広域ブロック間の相互連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本の特色や優位性を踏まえ、アジアとの対流促進を図る中心的地域と位置付けるなど、その役割を明示すべき。</li> </ul>	<p>個別地域のあり方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
25	<p>平成20年7月に閣議決定された現行の「国土形成計画(全国計画)」では、第1部の「計画の基本的考え方」の目次の中に、「美しさ」や「文化」という表現が度々出てきます。今回の案では、本文中で多少触れられてはいるものの、目次から削除されたことは、国土形成における「美しさ」や「文化」の位置づけの後退を感じさせるものとなっています。ぜひ目次の項目としてこれらの表現を残していただきたいと考えています。</p> <p>例えば、第1章、第2節(3)「安全・安心に対する国民意識の高まり」という部分は、平成20年の現行の国土形成計画の対応箇所では、「安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり」となっています。今回なぜ、「地球環境、美しさや文化」という部分をあえて削除されたのでしょうか？これらについては、平成20年時点に比べて国民意識が薄れてきているとは考えられず、むしろ益々高まってきていると思われる。</p> <p>他にも、第1章、第2節「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」という部分は、現行計画では「美しい国土の管理と継承」となっています。国土管理において、国土の美しさや文化的側面を維持・創出する努力を継続的に管理することは、防災や経済成長、維持管理などと並んで重要な事項であると考えます。</p> <p>「美しさ」や「文化」については、国土整備として未だ十分であるとは言い難いことから、継続して第1部の目次に残していただくと同時に、本文においても、少なくとも現行計画並みの記述は残していただきたいところです。</p>	<p>第1部については、国土を取り巻く時代の潮流と課題等に加え、国土強靱化や地方創生の動きを踏まえて、国土の基本構想等本計画の基本的考え方を記述しております。また、ご意見の例示にある当該箇所は、現行国土形成計画策定後に発生した東日本大震災を踏まえ、安全・安心に対する国民意識の高まりについて特に記述しております。地球環境、美しさや文化等については、第2部等においても幅広く記述しているところであり、これらの位置付けを後退させているものではないことをご理解いただきたいと考えております。</p>
26	<p>目次が「安全・安心に対する国民意識の高まり」となっていますが、平成20年7月に閣議決定された現行の「国土形成計画(全国計画)」では、「安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり」となっており、今回なぜ「地球環境、美しさや文化」という表現をあえて削除されたのか、その意図がよく分かりません。</p> <p>これらの表現を目次に残していただくと同時に、本文においても、少なくとも現行計画並みの記述は残していただきたいと考えます。</p>	<p>当該箇所は、現行国土形成計画策定後に発生した東日本大震災を踏まえ、安全・安心に対する国民意識の高まりについて特に記述しております。地球環境、美しさや文化等については、第2部等においても幅広く記載しているところであり、位置付けを後退させているものではないことをご理解いただきたいと考えております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
27	<p>目次が「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」となっていますが、平成20年7月に閣議決定された現行の国土形成計画(全国計画)では、「美しい国土の管理と継承」となっており、「美しい国土」が「安全・安心と経済成長」に取って代わったようになっています。国土管理において、国土の美しさを保全・創出する努力を継続的に行うことは、安心・安全や経済成長と並んで行われるべきものであって、決して取って代わられるものではありません。これらの表現を目次に残していただくと同時に、本文においても、少なくとも現行計画並みの記述は残していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見の箇所については、現行国土形成計画策定後に発生した東日本大震災を踏まえ、安全・安心に対する国民意識の高まりについて特に記述しております。その一方、美しい国土の追求についても、その重要性は高いものと認識しており、第2部等においても幅広く記述しているところであり、位置付けを後退させているものではないことをご理解いただきたいと思います。</p>
28	<p>「第3章第1節 (1)個性ある地方の創生①目指すべき地方の姿」について、(地域住民が「豊かさ」を実感できる地域づくり) について、冒頭文にあるとおり「豊かさ」が生活の豊かさに関する言及にとどまっており、文化の豊かさ或いは心の豊かさに係る記載が欠けていると考えます。誇りを持てることを目的とするならば、文化や心の豊かさは必須と考えます。そこで、当該文の「『豊かさ』とは、」の箇条書きにおいて、「・地域の自然、歴史など人々の生活との調和によって良好な景観が形成されていること」「・安らぎや潤いが感じられる魅力ある公共空間が形成されていること」との記述の追加を提案します。</p>	<p>「文化や心の豊かさ」については、当該箇所の「自らの生活の中で暮らしやすさ、健やかさ、明るさ、温かさ、安全・安心を実感できること、」に包含されているところであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>(また、第2部第3章第1節や第8章第5節において当該主旨を記述)</p>

No.	意見	意見に対する考え方
29	<p>この項目の最初であるp26「④「人の対流」の推進と国民生活」の冒頭文では、「豊かな自然・生活環境、(中略)、地域固有の歴史・文化・伝統への憧憬を希求する」といった生活指向の高まり、また、「新たな「ふるさとづくり」」について言及がございますが、以降の具体策記述において、魅力的な空間やふるさとの景観形成に係る対策が記載されておられません。そこで、p.27(人の対流の原動力となる地方の魅力・強みの強化等)の第一段落後半を「具体的には、地域に継続的に安定した所得や就業をもたらす産業や魅力的な働き口の創出・確保、魅力ある観光・スポーツ拠点の形成、特色ある学術・研究開発拠点の形成等、地域の個性に合った多様な手法による人々を引き付ける取組、これらを統合した良好なふるさと景観形成、魅力的な空間づくりを推進する。」、p.28(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした地域の活性化)の第二段落前半を「東京のみならず外国人観光客を広く地方へ誘導し、訪日リピーターにしていくため、地方において国際的観光資源となりうる良好な景観整備を推し進めるとともにインバウンド推進の担い手の拡大(以下略)」というように、自然・歴史・文化を活かした魅力あるふるさとづくりの具体的取組を記載いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第1節(1)④(人の対流の原動力となる地方の魅力・強みの強化等)  具体的には、地域に継続的に安定した所得や就業をもたらす産業や魅力的な働き口の創出・確保、魅力ある観光・スポーツ拠点の形成、特色ある学術・研究開発拠点の形成、<u>良好なふるさと景観や魅力的な空間づくり</u>等、地域の個性に合った多様な手法で人々を引き付ける取組を推進する。</p>
30	<p>「(世界に通用する魅力ある観光地域づくり)」冒頭文に記載のあります「ローカルな魅力のグローバルな価値」の創出・発信」に強く同意いたします。しかしローカルな魅力の価値創造は、余程の観光資源でないかぎり、観光資源単体のみで達成できるものではないと考えます。観光資源を取り巻く地域をあげてのおもてなし感あふれる美しいまち・むらづくりが基盤になってはじめて達成されるものであり、その意味で、必要となる推進事項に「広域観光周遊ルートの形成」「地域資源の磨き上げ」と並列して、基調となる「地域全体の景観向上策」、「魅力ある公共空間のデザイン」を追記していただくとよいと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第1節(3)⑤(世界に通用する魅力ある観光地域づくり)  これらを踏まえ、地域連携によって情報発信力を高めるとともに、広域観光周遊ルートの形成や、世界に通用する地域資源の磨き上げ、地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり、<u>地域全体の景観向上</u>等を、国、地方自治体、民間事業者が各々の役割分担の下に推進することが必要である。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
31	<p>第1章第2節「美しく暮らしやすい農山漁村の形成」冒頭文において、「快適な暮らしと美しい農山漁村の実現」が謳われており、同意いたします。しかしながら、以降の具体的な施策の記載である「(2) 快適な暮らしと美しい農山漁村の実現」では、「景観形成の地域活動の支援」との記載にとどまっており、美しい農山漁村の実現に真に必要となる農山漁村の農業基盤整備における景観配慮や景観整備についての言及がございません。</p> <p>そこで、「景観形成等の地域活動の支援」は「農山漁村整備における景観配慮や景観整備の省庁横断的取組みの推進」との記載としてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見の主旨を第2部第8章第5節(1)及び(2)において記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
32	<p>「(2)再生可能エネルギーの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築(再生可能エネルギーの活用)」について、地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーについての積極的な活用拡大の推進には異論がありませんが、環境アセスメントの期間短縮化などの規制緩和などの推進策の前提として、「エネルギー施設整備によって地域の個性や景観を損なわないように十分に配慮しつつ」といった景観配慮等について、明確な記載をお願いしたい。</p> <p>具体的には、当該文を「地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、積極的に活用拡大を推進していく。このため、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としながら、エネルギー施設整備によって地域の個性や景観を損なわないように十分に配慮しつつ、環境アセスメントの期間短縮化などの規制緩和などを今後も推進するとともに、大型蓄電池の開発・実証、送配電網の整備等の取組を積極的に進める。」と加筆していただくことがよいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第2部第2章第4節(2)(再生可能エネルギーの活用)  このため、固定価格買取制度の適正な運用を基礎とし、<u>地域の自然環境や景観等にも十分に配慮した上で</u>、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後も推進するとともに、大型蓄電池の開発及び実証、送配電網の整備等の取組を積極的に進める。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
33	<p>第3章第2節「観光振興による地域の活性化」(1)国際競争力のある魅力的な観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大」の第二段落において、景観が地域資源のひとつとして、「伝統文化、文化遺産、歴史、自然、景観、産業遺産・施設、スポーツ、スノーリゾート、新しい日本文化」と併記されております。確かに景観には地域資源の一項目としての側面もありますが、その本質は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される表象であります。また、産業遺産・施設、スポーツ、スノーリゾート等の施設デザインやそれらをとりにくく空間整備如何で、観光資源としての魅力が大きく向上したり、損なわれたりします。</p> <p>そこで、当該文を「地域に根付く伝統文化、文化遺産、歴史、自然、産業遺産・施設、スポーツ、スノーリゾート、新しい日本文化などの地域資源を発掘・活用とそれら地域資源の景観的にまとまりのある優れたデザインや空間整備の推進による魅力向上を図った上で、国内外へ積極的に発信する。」とするとよいと考えます。</p>	<p>美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用については、第1部第3章第2節(2)及び第2部第8章第5節において記述しており、原案どおりとさせていただきます。</p>
34	<p>「(3)インフラの多機能化」は、インフラの価値を最大限発揮するうえで非常に効果的な施策であり、強く賛同するところです。しかし、単に機能だけを多機能的に充実させても、それだけでは必ずしも社会全体の効用が最大化するとは限りません。むしろ、それらの機能が優れたデザインとしてまとめあげられて初めて最大の効果を発揮することが可能となります。そこで、「多機能化」の効果を高めるために必要なものとして、「優れた景観デザイン」を加えていただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、第2部、第5章、第2節(3)の最後の段落を以下のように修正いただくとよいかと思えます。</p> <p>「このような取組とともに、駅前の土地や市街地内の空気を広場として整備し、住民同士あるいは住民と来訪者の交流、多様な民間活動等の拠点として活用する取組を推進する。また、それぞれの取組において、景観的にまとまりのある優れたデザインを推進し、多機能性の効果を最大限発揮できるように努める。」</p>	<p>第2部第5章第2節(3)はインフラの多機能化について記述しており、全体のバランス等を考慮して、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
35	<p>「第6章 防災・減災に関する基本的な施策」について、「災害時のみならず平時にも有効に活用される対策とする」との記載がございますが、利用側面のみでなく景観側面での言及も重要であると考えます。特に防災・減災施設の一部には平時の景観への影響が大きい施設も多いことから平時の風景を損なわない特段の配慮が必要であり、景観・利用を統合した表現とすることが適切です。</p> <p>具体的には、第6章冒頭文の最終段落を「以上を踏まえ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや防災・減災施設が美しい風景を構成する要素の一部となり、また平時の生活を豊かにする用途を併せ持つといった災害時のみならず平時も念頭に置いた対策とするなど効率的な防災・減災対策を進め、国土の強靱化を推進することにより災害に強くなやかな国土を構築していくため、防災・減災に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。」と修正するとよいと考えます。</p>	<p>ご意見の点については、第2部第8章第5節(2)において、社会資本整備について景観面での配慮の必要性を記述しております。なお、ここでの社会資本には防災・減災に資する施設についても含まれているものと考え、ご意見の主旨を記述しているものと考えております。</p>
36	<p>第1部第3章第2節(2)①</p> <p>【修正案】 …、将来にわたり森林が、その多面的機能を持続的に発揮できるよう、森林資源の循環利用や必要な森林の整備及び保全を、官民一体となって進めていく必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。 なお、明記はしておりませんが、原案においても官の取組に限定しているものではないこと申し添えます。</p>
37	<p>第1部第3章第2節(2)①</p> <p>【修正案】 このため、<u>関係者の連携を一層密にし、流域の総合的かつ一体的な管理、…水環境の改善等、水循環基本法の理念を踏まえ、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する必要がある。</u></p>	<p>該当箇所は水循環基本法等を踏まえ記述しているところであり、計画の推進段階においても、この点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
38	<p>第1部第3章第2節(3)①</p> <p>【修正案】 具体的には、我が国が安全で安心な国であり続けるために、「安全・安心インフラ」の整備の推進を図り、災害リスクを低減し、国民の命と財産を守るとともに、平時の成長へつなげる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>具体的には、我が国が安全で安心な国であり続けるために、「安全安心インフラ」の整備の推進を図り、災害リスクを低減し、国民の命と財産を守るとともに、平時の成長へつなげる。</p>
39	<p>第2部第5章第2節(1)</p> <p>【修正案】 また、大雨による浸水リスクを軽減するため、河川管理施設については、タイムライン型事前放流によるダム運用の高度化を図るとともに、既設ダムの嵩上げや、洪水吐きの増設などによる治水機能の向上等を行うとともに、<u>ダム堆砂の浚渫を含めたダム再生を推進し、する。</u> <u>水道施設については、水道システムとしての機能向上を図るため、異なる水系間で連携した取水・導水や他の系統から送配水が可能となる水供給システム、貯留施設の整備、応急給水等の体制の強化やネットワークの相互補完化を推進する。</u> 下水道施設については、…</p>	<p>ご意見及び他の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>第2部第5章第2節(1) また、大雨による浸水リスクや少雨による渇水リスクを軽減するため、河川管理施設については、<u>タイムライン型事前放流等によるダム運用の高度化を図るとともに、…、洪水吐きの増設、堆砂の除去等による治水機能、利水機能の向上等を行うダム再生を推進する。</u> <u>水道施設については、水道システムとしての機能向上を図るため、異なる水系間での相互取水・導水や他の系統からの送排水を可能とする水供給システムの構築、貯留施設の整備、応急給水等の体制の強化や相互補完化を推進する。</u> 下水道施設については、…</p>
40	<p>第2部第6章第1節(1)</p> <p>【修正案】 洪水・内水等に対しては、<u>ダム堆砂の浚渫、河道掘削、河川堤防及び洪水調節施設の整備及び機能強化、下水道による浸水対策に加え、堤防が決壊に至るまでの時間を引き延ばすことを可能とするような堤防の構造について検討を進める。</u></p>	<p>ご意見の点については、第2部第5章第2節(1)において、以下のとおり修正します。</p> <p>また、大雨による浸水リスクや少雨による渇水リスクを軽減するため、河川管理施設については、<u>タイムライン型事前放流等によるダム運用の高度化を図るとともに、既設ダムの嵩上げや、洪水吐きの増設、堆砂の除去等による治水機能、利水機能の向上等を行うダム再生を推進する。</u></p>

No.	意見	意見に対する考え方
41	<p>第2部第7章第2節リード文</p> <p>【修正案】 このため、森林整備を着実に実施するとともに、保安林の適切な指定とその拡大及び管理、治山施設の整備等を推進する。</p>	<p>ご意見の点については、「適切な指定」に包含されており、原案どおりとさせていただきます。</p>
42	<p>第2部第7章第3節(1)</p> <p>【修正案】 …。このため、国及び地方公共団体は、水循環基本法の理念を踏まえ、施策を実施する協議会等の設置等、速やかに必要な体制を図ること等により、連携及び協力の推進に努める。</p>	<p>該当箇所は水循環基本法等を踏まえ記述しており、計画の推進段階においても、この点について十分留意してまいります。</p>
43	<p>第2部第7章第3節(2)</p> <p>【修正案】 …。特に、重要な水源となっている森林については、水源涵養機能の維持及び増進を図るため、保安林の指定やその拡大・その適切な管理を推進するとともに、山腹崩壊等の災害を未然に防止するため、治山施設等の整備を推進する。</p>	<p>保安林の拡大については、「適切な指定」に包含されており、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>山腹崩壊等の災害を未然に防止するため、治山施設等の整備を推進することについては、第2部第6章第3節及び第2部第7章第2節(1)において記述しております。該当箇所については「健全な水循環の維持又は回復等」に関連する項目を記述しており、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
44	<p>第2部第7章第3節(3)</p> <p>【修正案】  高度成長期以降に急速に整備された水インフラが、今後、更新時期を迎えるため、老朽化した水インフラの戦略的な維持管理・更新等を図るについては、流域全体を俯瞰した施策を展開していく必要がある。取組に当たっては、財政事情、人材確保、技術力維持等の観点から施設・事業の広域化についての検討が求められるとともに、地域における将来的な人口動態、施設の機能、サービス水準、安全性の確保等の観点も踏まえて実施していく。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下の通り修正します。広域化については当該箇所は上下水道のみを指すわけではないため、ここでは用いていません。</p> <p>第2部第7章第3節(3)  高度成長期以降に急速に整備された水インフラが、今後、更新時期を迎えるため、流域全体を俯瞰して、老朽化した水インフラの戦略的な維持管理・更新等を図っていく必要がある。取組に当たっては、財政事情、人材確保、技術力維持等の観点を踏まえるとともに、将来における地域の人口動態、施設の機能・サービス水準・安全性の確保等の観点も踏まえて実施する。</p>
45	<p>第2部第7章第3節(3)</p> <p>【修正案】  このため、水質汚濁に係る環境基準や工場及び事業場及び農場等からの排水規制について必要に応じて見直しなどを進めるとともに、持続的な污水处理システムの構築に向け、生活排水対策を促進する。</p>	<p>農場からの排水については、第2部第7章第3節(3)において、耕作、畜産等からの汚濁負荷の軽減を図る取組等を推進するという観点で記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
46	<p>第2部第7章第3節(4)</p> <p>【修正案】          …。適切な土砂を下流に流すことのできる砂防堰堤などの整備を推進するほか、各種のダムにおいては、ダム貯水池への土砂流入の抑制や土砂を適正に流下させる堆積土砂の浚渫と有効活用を取組を関係機関と連携し推進する。さらに、河川の砂利採取の適正化による河床管理を適切に行うほか、サンドバイパスや養浜等による侵食対策を進める。</p>	<p>ご意見の点につきまして、「堆積土砂の浚渫と有効活用」は、「上流の土砂移動の遮断」、「陸域から海域への土砂供給の減少」などの課題に対する対応策ではなく、これらの課題に対応するためには、「土砂を適正に流下させる取組」が必要であると考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
47	<p>第1部第2章 国土の基本構想 第3節 東京一極集中の是正と東京圏の位置付けについて</p> <p>東京をはじめとする大都市においては、国家戦略特区に基づく一層の規制・制度改革や財政・税制面での支援措置等により、民間の力を活用して国際競争力の向上に資する優良な都市再生プロジェクトを推進していくことが肝要である。また、大都市は世界中からヒト・モノ・カネ・情報を惹き寄せる「磁力」を高める取組みを、地方はそれぞれの個性を活かした地域づくりを進める。この両軸の取組みにより日本全体の対流を創出し、東京も地方もそれぞれの個性・特性を発揮することにより活気づくウィン・ウインの関係を構築していくことが望ましい。</p>	<p>大都市圏の整備については、第1部第3章第1節(2)及び第2部第1章第3節に、地方の創生については、第1部第3章第1節(1)においてそれぞれ記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
48	<p>計画の基本的な考え方の前提条件の置き方が不十分である。これまでの延長で物を考えているに過ぎない。地球上は温室効果ガスの排出により大気中の濃度が400PPMという危険水域にすでに到達しているとの報告もなされている。IPCCは2100年には排出量をゼロ又はマイナスにしなければならないと警告を出している。今年の12月、COP21で温室効果ガス削減目標の合意があっても、継続的な見直しが必要とされることは必至である。国土形成計画は少なくとも100年先を見据えて、その途中は一里塚として計画を国民に示すべきである。今後の技術開発に伴い計画を見直していくのは当然である。開発が可能であろうとの楽観的な見通しで未開発の技術を計画に織り込むべきではない。エネルギー問題に関しても、使用済み燃料の問題が解決の見通しもないにもかかわらず計画の前提に、後世の人類に10万年もの長い間管理を依頼するということは倫理的に許されるものではない。また化石燃料から発生する二酸化炭素を回収し地下貯留するという技術に頼ろうとすることは誤りである。いつまで溜めておいてその後どう処理するのか、無責任と言わざるを得ない。さらに、化石燃料も原子力燃料も枯渇が心配されているのだ。これらの意味において本計画は非常に甘い前提に立脚した計画で、計画に値しないとわざるを得ない。</p> <p>温室効果ガス排出をゼロとかマイナス、さらにゼロエネルギーを前提とした社会経済システムを国土形成計画として策定すべきである。しかし、今回の計画をいきなり温室効果ガス排出ゼロの計画を持ち込むのは困難と思うところだ。したがって、ガスゼロ社会の構築に向けての工程表を明らかにすることを求めたい。日本は今後少子高齢化社会に突入、財政危機も心配されている。限られたお金を有効に使う必要があるのだ。その意味において、将来無駄となる投資は避けなければならない。</p>	<p>温室効果ガスの排出抑制は喫緊の課題であることから、第1部第1章第1節(5)、第1部第3章第2節(2)②、第2部第8章第3節において、課題認識、取組の必要性及び具体的な施策について記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
49	<p>第1部第1章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節「国土を取り巻く時代の潮流と課題」で示された6項目は、今後の国土形成において、いずれも留意すべき重要な要素であると認識している。</li> <li>・中でも、「(1)急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速」については、若年層を中心とした地方から都市への人口の流出超過の継続や、人口置換水準と言われる合計特殊出生率(2.07)に及ばない状況である。</li> <li>・3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、「少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼし、現在の状況はわが国の経済・社会の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある」と提唱されているとおり、本計画において人口減少、少子化は、より強い危機感を持って位置付けられるべきである。</li> <li>・また、地方における人口減少の最大の要因は、若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、地方以上に出生率が低い東京圏への人口流出が続けば、国全体の人口急減に拍車をかけていくことが危惧される。</li> <li>・したがって、国全体で50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、出生率の向上と、大都市と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくことが不可欠である旨を盛り込むことが望ましい。</li> </ul>	<p>「出生率の向上と、大都市(東京)と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくこと」については、その趣旨を、第1部第3章第1節(1)④に記述しているところであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
50	<p>第1部第1章第1節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少下でも持続的な経済成長を実現するためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込むことが必要であることをより一層強調すべきである。</li> <li>・また、東京等の大都市のみならず、地方都市に対しても同様の配慮が必要。</li> </ul>	<p>ご意見の主旨を第1部第1章第5節(2)、第1部第3章第1節(3)、第2部第1章第1節(8)等において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
51	<p>第1部第1章第3節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低・未利用地や空き家等の有効活用を推進するためには、地籍や登記など、土地の所有・利用に関する情報基盤の整備が不可欠であり、本節においてもその必要性を強調すべきである。</li> </ul>	<p>ご意見の点については、第1部第3章第2節(2)①及び第3部第1章第2節において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
52	<p>・新たな全国計画(原案)では、次の10年間(2015年～2025年)は「日本の命運を決する10年」であるとし、国土づくりの3つの目標を掲げているが、本計画の実効性を高めるために、第3章「国土の基本構想実現のための具体的方向性」等において、施策の内容や数値目標(KPI)、向こう10年間、また当面3年程度の時間軸・工程について、より具体的な記載をすることが望ましい。</p>	<p>ご意見の主旨を第1部第3章第4節(1)において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
52	<p>第1部第2章  ・第1節、第2節に記載のとおり、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、人、モノ、カネ、情報が結びつくことで新たな価値が生み出される「対流促進型国土」の形成を図ることや、コンパクトシティの形成を推進し、各地域を交通・通信等のネットワークでつなげ圏域人口を確保する「コンパクト+ネットワーク」の考え方は、当所としても従来から提言してきたところである。こうした考え方に沿って、今後の国土づくりを進めていくべきである。  ・「コンパクト+ネットワーク」の考え方に沿って国土づくりを進めるには、各地域を交通・通信等のネットワークでつなぐだけでなく、国と地方公共団体との連携、地方公共団体同士の連携、行政と民間との連携を一層強化していくことが重要である。また、都市機能の集約化や公共交通ネットワークの維持・再生を加速する制度・事業手法の絶えざる見直しが必要。</p>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
53	<p>・道路ネットワーク形成にあたっては、地域のハブ機能を果たす県庁所在地間や連携中枢都市圏間の幹線道路ネットワーク整備についても、早期かつ着実に進めていくべきである。</p> <p>・なお、内閣府の世論調査における「居住地の中心部への集約に対する賛否」では、賛成が29.8%、反対が64.0%である。</p> <p>・さらには、国土交通省の国民意識調査においても、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に基づき国土づくりを進めるには、国民に対する一層の理解促進が不可欠である。</p> <p>・加えて、「コンパクト+ネットワーク」の形成推進にあたっては、目指すべき都市構造や都市間連携・機能分担のイメージをより明確にし、人口規模や地域特性に応じた多様な先行事例・モデルを提示していくことも重要である。</p>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
54	<p>・第1部第3章には、各政策の方向性が示されているが、新たな全国計画(原案)の目標達成に重要な要素となる政府固定資本の投資規模が明記されていない。 ※政府固定資本:道路、港湾、航空、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸等。</p> <p>・財政状況が厳しい中で、インフラ整備・維持管理・更新等の政府固定資本投資を着実に推進するなど、新たな全国計画(原案)に実効性を持たせるためには、計画期間である2015年から2025年までの10年間の投資規模の概算を示すことが望ましい。</p> <p>・そのうえで、インフラの新規整備や既存インフラの保全等の政府固定資本投資に優先順位を付けて、必要な財源を確保し、着実に国土形成を進めていくことが期待される。</p>	<p>本計画は国土形成に係る全体の方針を定めるものです。また、社会資本の整備については、第1部第3章第2節(3)において計画的に推進することを記述しております。</p> <p>その整備に当たって、優先順位を付けて、必要な財源を確保し、着実に国土形成を進めていくことについては、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
55	<p>・「個性ある地方の創生」については、まち・ひと・しごと創生本部において、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望である「長期ビジョン」、2015年から2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定した「国の総合戦略」が示され、都道府県、市区町村では「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」の策定を進めているところである。</p> <p>・このように、現在、国と地方が一体となって地方創生に取り組んでいることから、新たな国土形成計画の実現には、まち・ひと・しごと創生の各施策と十分に連携を図っていく必要がある。</p> <p>・全国計画(原案)の重要な要素である「コンパクトシティの形成」については、一昨年5月に当所がとりまとめた「まちづくりに関する意見～コンパクトシティの実現と地域商業の再生との融合によるまちづくりの推進を～」で、下記の基本的な考えを示し、まちづくりにおいて取り組むべき事項を要望している。</p> <p>【日商「まちづくりに関する意見」の基本的考え】</p> <p>・中心市街地の停滞や都市機能の拡散、中小商店・商店街の低迷により、依然多くのまちは衰退。これからの10年がまちづくりの最後のチャンス。</p> <p>・官民協働によるまちづくりを実現するため、まちづくりへの民の積極的な参画を促進。コンパクトシティの核となる中心市街地への都市機能(商業・医療・福祉等)の集積、公共交通等の整備やその前提となる土地・建物の有効活用の促進等により、中心市街地の再生を加速させることが必要。</p> <p>・当所が策定した意見に記載のとおり、新たな国土形成計画においても、今後10年程度が「コンパクトシティの形成」の最後のチャンスと捉えて、官民協働によるまちづくりへの仕組みの転換について、その必要性を強調すべきである。</p> <p>・東京一極集中抑制・地方創生推進のためには、地方中枢都市圏のみならず、これに準ずる一定の人口、経済規模を有する都市圏の相互連携や役割分担(連携中枢都市圏の形成)を加速していくことが必要。</p>	<p>地方創生の実現の重要性及び本計画との連携については、第1部第3章第1節(1)、第3部第1章第1節において記述しております。また、官民連携によるまちづくりに関するご意見のうち、コンパクトシティについては第2部第1章第1節(3)において、一定の規模を有する都市圏の相互連携等については第2部第1章第1節(4)において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
56	<p>・地方が疲弊し人口が減少する中で、今後も、大都市圏の果たすべき役割は大きい。</p> <p>・日本の経済社会を牽引し、地方への経済的・社会的波及効果をもたらすためにも、大都市圏においては、下記の取り組みが重要である。</p> <p>①子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり  ：良質な住宅の供給、中古住宅市場の活性化、公有地を活用した保育所や介護施設の整備、都市公園の整備、バリアフリーの促進、LRT・BRTの整備、ニュータウンの更新等</p> <p>②外国企業の誘致やインバウンド促進など、新たな成長を取り込むための環境整備  ：民間都市再生事業等による良質なオフィスの形成、良質な住宅の供給、外国語対応の生活サービス(医療、教育、商業、文化の各施設)の集積、陸海空の交通ネットワーク整備、看板等の多言語対応、無料公衆無線LAN等の通信環境の整備、文化・交流機能の強化等</p> <p>③災害に強いまちづくりの推進  ：木密地域の早期解消、建築物・インフラの耐震化・更新の促進、民間都市再生事業等による地域防災力の向上・大街区化の促進、都市の低・未利用地や空き家の有効活用、液状化対策の促進、電線地中化・無電柱化の推進、外環道など災害時に重要な役割を担う道路の早期整備等</p> <p>・なお、①から③の取り組みを推進するにあたっては、国家戦略特区に基づく規制・制度改革を通じて、民間の力を十分に活用していくことが肝要である。</p>	<p>ご意見の主旨を第1部第2章第4節、第2部第1章第3節から第5節等において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
57	<p>第1部第3章第1節</p> <p>・「(3)グローバルな活躍の拡大」では、海外との陸海空のネットワーク形成と機能の強化に資する施策が示されているが、わが国が海外からの投資を呼び込み、国際競争力を高めていくためにこれらの施策は不可欠であるため、鋭意、推進されたい。</p> <p>・また、国土全体の強靱性を確保し、安全・安心な国土を形成していくうえで、日本海・太平洋2面活用型国土の形成を推進していくことも重要な要素である。</p> <p>・道路ネットワークの強化は、首都圏のみならず、近畿圏・中部圏等においても重要である。</p> <p>・リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間が直結することでその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる。したがって、早期全線(東京・名古屋・大阪間)整備が必要。</p>	<p>ご意見のうち1～3点目については、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p> <p>リニア中央新幹線については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文</p> <p>交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、…有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。<u>高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</u></p>
58	<p>第1部第3章第2節</p> <p>・「(1)災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」については、木密対策や帰宅困難者対策をはじめ、都市の防災・減災対策の強力な推進が喫緊の課題である一方、地方公共団体が担う役割が大きいことから、地方公共団体との十分な連携を強調することが望ましい。</p> <p>・また、巨大災害に対するわが国の経済・社会システムの脆弱性を克服するために、ミッシングリンクの解消に資する道路や、防災・医療等地域の安全・安心の実現を担う道路等のライフラインは、多重性・代替性の観点からも着実に整備すべき旨を強調すべきである。</p> <p>・防災・減災対策の推進にあたっては、地震・津波、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動についても念頭におく必要がある。</p>	<p>防災・減災対策について、国と地方公共団体との連携については、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第2節(1)</p> <p>安全は、…(中略)… このため、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進するとともに、国土の形成においても、<u>国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、災害から人命を守り、…</u></p> <p>第2部第6章(リード文)</p> <p>以上を踏まえ、…(中略)… 効率的な防災・減災対策を進め、<u>国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、国土の強靱化を推進することにより…</u></p> <p>ライフラインの多重性・代替性の観点からの整備については、第1部第3章第2節(1)①、第2部第6章第4節においてご意見の主旨を記述しております。また、火山活動については、第1部第1章第1節(4)において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
59	<p>第1部第3章第2節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2)国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」について、耕作放棄地が増加する中、農地の大区画化等や農地中間管理機構(農地集約バンク)等の活用による担い手への農地利用の集積・集約の必要性が示されており、賛同する次第である。</li> <li>・集積・集約した農地を適切かつ有効に利用するためには、株式会社による農地の直接所有が必要であると考え。また、民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資やIT化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めることが求められる。さらには、耕作放棄地に対する課税のあり方に関する検討も必要である。これらを踏まえ、より踏み込んだ方向性を示すことが望まれる。</li> <li>・加えて、森林の整備・保全や、山村部を中心とした地籍整備の必要性が示されており、賛同する次第である。</li> <li>・所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進めるうえでの阻害要因となっていることから、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認などにより、山林の有効活用を促進していく必要があると考える。併せて、国産木材の利用促進、グリーンツーリズムの推進など森林資源の有効活用を進める必要がある。</li> </ul>	<p>農地の利用等に関するご意見については、第2部第7章第1節(1)中の脚注51に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>所有者不明の土地については、第1部第3章第2節(2)①、第2部第7章第5節(1)において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p> <p>森林資源の有効活用については、第1部第3章第2節(2)①、第2部第1章第6節(3)、第2部第2章第5節(3)、第2部第7章第2節(2)等において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
60	<p>第1部第3章第2節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(3)国土基盤の維持・整備・活用」において、「選択と集中」により、計画的にインフラ整備を推進すること、「予防保全型維持管理」の導入、PPP・PFI推進の必要性が示されており、基本的に賛同する。ただし、選択と集中の判断におけるストック効果の重視、PPP等民活導入における課題と改善策を明確にしたうえで、推進すべきである。</li> <li>・わが国では、高度成長期以降に整備したインフラが急速に老朽化し、今後20年で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高まっていく状況にある。</li> <li>・現在の技術や仕組みを前提とすれば、2013年度に3.6兆円であった維持管理・更新費が、10年後には4.3～5.1兆円、20年後には4.6～5.5兆円になると推定されている。したがって、厳しい財政状況の中で、対象とするインフラに優先順位を付けて、効果的・効率的に対策を推進することが不可欠である旨をより強調することが望ましい。</li> <li>・また、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路トンネルの7割、道路舗装の9割、下水道の全てなど、地方公共団体が管理するインフラの割合は高い。</li> <li>・しかし、維持管理を取りまとめる部署・組織がある地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取りまとめた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまる。さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。</li> <li>・地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による技術的支援の必要性について、新たな全国計画(原案)に明記すべきである。</li> </ul>	<p>インフラ整備等の具体的な推進方策については、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p> <p>市町村に対する技術的支援も含め、国と地方公共団体、都道府県と市町村等の相互連携については、第2部第5章第1節(3)に記述しております。</p>
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業等の国土基盤を支える担い手確保の必要性が示されており、賛同する次第である。建設業界では特に若年者の入職増や女性の就労促進が課題となっていることから、民間と密に連携して推進していく旨をより強調されたい。</li> </ul>	<p>建設産業については、第1部第3章第2節(3)④及び第2部第2章第2節(3)において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
62	<p>①生物多様性・自然環境の保護保全・確保は、国土全体・全般の保全・安全と生活の保障さらに様々な生態系サービスの享受の前提であり基盤です。したがって、生物多様性・自然環境の保護保全・確保については、本計画の全般に横断的に記載されるべき事項です。</p> <p>②しかしながら原案では、生物多様性・自然環境の保護保全・確保については、第2部の「分野別施策・・・」に他分野と並列してほぼ第8章に押し込められるように記述されているだけで、第1部・第2部の全般に横断的に記載されていません。</p> <p>③閣議決定されている「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性・自然環境の保護保全・確保などの戦略・政策・施策等は、各省庁・地方自治体などの機能・役割等から横断的に積み上げられまとめられています。そこで本計画の作成に当たっては、①で指摘したように、上記国家戦略の戦略・政策・施策等の要点等を、第1部・第2部全般の関係・必要箇所に横断的に記載していくべきです。</p>	<p>生物多様性や自然環境の保全・再生については、重要な課題であると認識しており、生物多様性については、第1部第1章第1節(5)、第1部第3章第2節(2)①、②、④及び第2部第8章において、また、自然環境の保全・再生については、上記に加え全般において、課題認識、施策の具体的方向を重点的に記述しております。特に、第1部における記述内容は、計画の基本的考え方を示すものであり、これは計画の全般及び各分野に及ぶものです。なお、第3部第1章第1節において、本計画の推進に当たっては、他の政府計画の実施を通じて具体化することとされており、「生物多様性国家戦略2012-2020」はこれに含まれるものと考えております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
63	<p>①「生物多様性国家戦略」にある生物多様性の重大な危機である里地里山・農地の荒廃・放置林等は、ほぼ全国的に広大な面積に及んでおり、生物多様性・自然環境の保護保全・確保の主要で喫緊の課題であり、キーワードでもあります。また、3千年ものあいだ日本の生物多様性・自然環境を育んできた水稲・畑作などの農業また林業も、経済社会構造の変化などから衰退の一方です。</p> <p>②しかしながら原案では、こうした主要で喫緊の重大問題が、第5節の「美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用」に記載されています。確かに、良好に保全維持された里地里山・農地・森林などは美しい景観・魅力ある空間ですが、この問題の本質はそうではありません。生物多様性・自然環境の深刻な危機が、凄まじい大面積に広がっており、農産物などを含めた莫大な生態系サービスを損ねているだけではなく、農林業や農村社会の衰退疲弊ひいては都市への人的社会的資源集中など、複合的な経済社会問題を拡大再生産している、その根源の一つであります。</p> <p>③このため、これらの事項は上記国家戦略の関係戦略・政策・施策等の内容をベースとして、第1部・第2部の1節等々関係・必要箇所に横断的に記載すべきで、5節は他の部分と内容を整合させるようにお願いします。</p>	<p>里地里山・農地の荒廃、必要な施業が行われない森林等は、喫緊の課題であると認識しています。このため、ご意見にある第2部第8章第5節だけではなく、第1部第1章第1節(5)、第1部第1章第3節、第1部第2章第4節、第1部第3章第2節(2)、第2部第7章等の全般にわたって、課題認識、取組の必要性及び施策の具体的方向について記述しております。計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。なお、第3部第1章第1節において、本計画の推進に当たっては、他の政府計画の実施を通じて具体化することとされており、「生物多様性国家戦略2012-2020」はこれに含まれるものと考えております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
64	<p>第1部第1章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節「国土を取り巻く時代の潮流と課題」で示された6項目は、今後の国土形成において、いずれも留意すべき重要な要素であると認識している。</li> <li>・中でも、「(1)急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速」については、若年層を中心とした地方から都市への人口の流出超過の継続や、人口置換水準と言われる合計特殊出生率(2.07)に及ばない状況である。</li> <li>・3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、「少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼし、現在の状況はわが国の経済・社会の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある」と提唱されている通り、本計画において人口減少、少子化は、より強い危機感を持って位置付けるべきである。</li> <li>・また、地方における人口減少の最大の要因は若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、地方以上に出生率が低い東京圏への人口流出が続けば、国全体の人口急減に拍車をかけていくことが危惧される。</li> <li>・更に、東京都は出生率が全国で最低であり、都内人口は2020年の1,336万人をピークに減少する見込みで、生産年齢人口も2060年には2010年比で約40%減少する見込みである。</li> <li>・従って、国全体で50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、東京都における出生率の飛躍的な向上と、中長期的には、都内人口の自然減に歯止めをかけ、世界に類を見ない高齢化に対応し、東京と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくことが不可欠である旨を盛り込むことが望ましい。</li> <li>・なお、東京と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくためには、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の基本目標である、地方において安定した雇用を創出すること、地方への新しいひとの流れを作ること、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることが、重要であることは言うまでもない。</li> </ul>	<p>「出生率の向上と、大都市(東京)と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくこと」については、その趣旨を、第1部第3章第1節(1)④に記述しているところであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
65	<p>第1部第1章第1節</p> <p>・「(3)変化する国際社会の中での競争の激化」では、人口減少下でも持続的な経済成長を実現するためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込むことが必要であることをより一層強調すべきである。</p> <p>・また、大都市戦略検討委員会での議論を踏まえた上で、都市再生特別措置法の改正等、法律面での手当をしていくことが必要である。</p>	<p>ご意見の主旨を第1部第1章第5節(2)、第1部第3章第1節(3)、第2部第1章第1節(8)等において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
66	<p>第1部第1章第3節</p> <p>・低・未利用地や空き家等の有効活用を推進するためには、地籍や登記など、土地の所有・利用に関する情報基盤の整備が不可欠であり、本節においてもその必要性を強調すべきである。</p>	<p>ご意見の点については、第1部第3章第2節(2)①及び第3部第1章第2節において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
67	<p>・今回の国土形成計画(原案)では、次の10年間(2015年～2025年)は「日本の命運を決する10年」であるとし、国土づくりの3つの目標を掲げているが、本計画の実効性を高めるために、第3章「国土の基本構想実現のための具体的方向性」等において、施策の内容や数値目標(KPI)、向こう10年間、また当面3年程度の時間軸・工程について、より具体的な記載をすることが望ましい。</p>	<p>ご意見の主旨を第1部第3章第4節(1)において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
68	<p>第1部第2章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節、第2節に記載の通り、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、人、モノ、カネ、情報が結び付くことで新たな価値が生み出される「対流促進型国土」の形成を図ることや、コンパクトシティの形成を推進し各地域を交通・通信等のネットワークでつなげ圏域人口を確保する「コンパクト+ネットワーク」の考え方は、当所としても従来から提言してきたところである。こうした考え方に沿って、今後の国土づくりを進めていくべきである。</li> <li>・なお、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に沿って国土づくりを進めるには、各地域を交通・通信等のネットワークでつなぐだけでなく、国と地方公共団体との連携、地方公共団体同士の連携、行政と民間との連携を更に強化していく視点が重要である。また、都市機能の集約化や公共交通ネットワークの維持・再生を加速する制度・事業手法の絶えざる見直しが必要である。</li> <li>・道路ネットワーク形成にあたっては、地域のハブ機能を果たす県庁所在地間や連携中枢都市圏間の幹線道路ネットワーク整備についても、早期かつ着実に進めていくべきである。</li> <li>・内閣府の世論調査(※)における「居住地の中心部への集約に対する賛否」では、賛成が29.8%、反対が64.0%である。</li> <li>・更には、国土交通省の国民意識調査においても、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に基づき国土づくりを進めるには、国民に対する一層の理解促進が不可欠である。</li> <li>・加えて、「コンパクト+ネットワーク」の形成推進にあたっては、目指すべき都市構造や都市間連携・機能分担のイメージをより明確にし、人口規模や地域特性に応じた多様な先行事例・モデルを提示していくことも重要である。</li> </ul>	<p>計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
69	<p>第1部第2章</p> <p>・「第3節：東京一極集中の是正と東京圏の位置付け」について、東京は地方の人や資源、文化に支えられて世界有数の都市として発展してきたが、地方が疲弊し人口が減少する中で、今後、地方創生なくして東京の発展はあり得ないと認識している。</p> <p>・一方で、世界の都市間競争が激しさを増す中で、東京はビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通ネットワークや空港までのアクセス等の理由から、国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>・東京は産業・学術・文化など多様な集積を擁し、都内総生産額は約93兆円と全国の2割を占めるなど、今後もわが国経済の成長エンジン、世界に冠たる国際都市としての役割を果たしていかなければならない。</p> <p>・東京の国際競争力の向上を国土づくりの面から推進するためには、特に下記の取り組みが重要であり、より強調すべきである。</p> <p>①子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり  ：良質な住宅の供給、中古住宅市場の活性化、公有地を活用した保育所や介護施設の整備、都市公園の整備、バリアフリーの促進、LRT・BRTの整備、ニュータウンの更新等</p> <p>②外国企業の誘致やインバウンド促進など、新たな成長を取り込むための環境整備  ：民間都市再生事業等による良質なオフィスの形成、良質な住宅の供給、外国語対応の生活サービス(医療、教育、商業、文化の各施設)の集積、陸海空の交通ネットワーク整備、看板等の多言語対応、無料公衆無線LAN等の通信環境の整備、文化・交流機能の強化等</p> <p>③災害に強いまちづくりの推進  ：木密地域の早期解消、建築物・インフラの耐震化・更新の促進、民間都市再生事業等による地域防災力の向上・大街区化の促進、都市の低・未利用地や空き家の有効活用、液状化対策の促進、電線地中化・無電柱化の推進、外環道など災害時に重要な役割を担う道路の早期整備等</p> <p>・なお、①から③の取り組みを推進するにあたっては、国家戦略特区に基づく規制・制度改革を通じて、民間の力を十分に活用していくことが肝要である。</p>	<p>ご意見の主旨を第1部第2章第4節、第1部第3章第1節(1)、第2部第1章第3節から第5節等において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部第3章には、各政策の方向性が示されているが、今回の国土形成計画(原案)の目標達成に重要な要素となる政府固定資本の投資規模が明記されていない。</li> <li>・財政状況が厳しい中で、インフラの新規整備や既存インフラの保全等の政府固定資本投資を着実に推進するなど、今回の国土形成計画(原案)に実効性を持たせるためには、計画期間である2015年から2025年までの10年間の投資規模の概算を示すことが望ましい。</li> <li>・その上で、インフラの新規整備や既存インフラの保全等の政府固定資本投資に優先順位を付けて、必要な財源を確保し、着実に国土形成を進めていくことが期待される。</li> </ul>	<p>本計画は国土形成に係る全体の方針を定めるものです。また、社会資本の整備については、第1部第3章第2節(3)において計画的に推進することを記述しております。</p> <p>その整備に当たって、優先順位を付けて、必要な財源を確保し、着実に国土形成を進めていくことについては、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
71	<p>・「個性ある地方の創生」については、まち・ひと・しごと創生本部において、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望である「長期ビジョン」、2015年から2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定した「国の総合戦略」が示され、都道府県、市区町村では「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」の策定を進めているところである。</p> <p>・このように、現在、国と地方が一体となって地方創生に取り組んでいることから、国土形成計画(原案)の実現には、まち・ひと・しごと創生の各施策と十分に連携を図っていく必要がある。</p> <p>・国土形成計画(素案)の重要な要素である「コンパクトシティの形成」については、一昨年5月に日商が策定した「まちづくりに関する意見～コンパクトシティの実現と地域商業の再生との融合によるまちづくりの推進を」で、下記の基本的な考えを示し、まちづくりにおいて取り組むべき事項を要望している。</p> <p>【日商「まちづくりに関する意見」の基本的考え】</p> <p>・中心市街地の停滞や都市機能の拡散、中小商店・商店街の低迷により、依然多くのまちは衰退。これからの10年がまちづくりの最後のチャンス。</p> <p>・官民協働によるまちづくりを実現するため、まちづくりへの民の積極的な参画を促進。コンパクトシティの核となる中心市街地への都市機能(商業、福祉、医療等)の集積、公共交通等の整備やその前提となる土地・建物の有効活用の促進等により、中心市街地の再生を加速させることが必要。</p> <p>・日商が策定した意見に記載の通り、国土形成計画(素案)においても、今後10年程度が「コンパクトシティの形成」の最後のチャンスと捉えて、官民協働によるまちづくりへの仕組みの転換について、その必要性を強調すべきである。</p> <p>・東京一極集中の是正・地方創生の推進には、地方中枢都市圏のみならず、これに準ずる一定の人口、経済規模を有する都市圏の相互連携や役割分担を加速していくことが必要である。</p>	<p>地方創生の実現の重要性及び本計画との連携については、第1部第3章第1節(1)、第3部第1章第1節において記述しております。また、官民連携によるまちづくりに関するご意見のうち、コンパクトシティについては第2部第1章第1節(3)において、一定の規模を有する都市圏の相互連携等については第2部第1章第1節(4)において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
72	<p>第1部第3章第1節</p> <p>・「(3)グローバルな活躍の拡大」では、海外との陸海空のネットワーク形成と機能の強化に資する施策が示されているが、わが国が海外からの投資を呼び込み、国際競争力を高めていくためにこれらの施策は不可欠であるため、鋭意、推進されたい。</p> <p>・また、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海・太平洋2面活用型国土の形成を推進していくことも安全・安心な国土を形成していく上で重要な要素である。</p> <p>・道路ネットワークの強化は、首都圏のみならず、近畿圏・中部圏等においても重要である。</p> <p>・リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間が直結することでその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる。従って、全線が早期に整備されることが望ましい。</p>	<p>ご意見のうち1～3点目については、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p> <p>リニア中央新幹線については、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第2部第4章第1節を以下のとおり修正しております。</p> <p>第2部第4章第1節リード文</p> <p>交通は、国民の日常生活・社会生活の確保、・・・有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。<u>高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。</u></p>

No.	意見	意見に対する考え方
73	<p>第1部第3章第2節</p> <p>・「(1)災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」については、木密対策や帰宅困難者対策をはじめ、都市の防災・減災対策の強力な推進が喫緊の課題である一方、地方公共団体が担う役割が大きいことから、地方公共団体との十分な連携を強調することが望ましい。</p> <p>・また、巨大災害に対するわが国の経済・社会システムの脆弱性を克服するために、ミッシングリンクの解消に資する道路や、防災・医療等地域の安全・安心の実現を担う道路等のライフラインは、多重性・代替性の観点からも着実に整備すべき旨を強調すべきである。</p> <p>・防災・減災対策の推進にあたっては、地震・津波、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動も念頭におく必要がある。</p>	<p>防災・減災対策について、国と地方公共団体との連携については、以下のとおり修正します。</p> <p>第1部第3章第2節(1) 安全は、…(中略)… このため、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進するとともに、国土の形成においても、<u>国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、災害から人命を守り、…</u></p> <p>第2部第6章(リード文) 以上を踏まえ、…(中略)… 効率的な防災・減災対策を進め、<u>国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、国土の強靱化を推進することにより…</u></p> <p>ライフラインの多重性・代替性の観点からの整備については、第1部第3章第2節(1)①、第2部第6章第4節においてご意見の主旨を記述しております。また、火山活動については、第1部第1章第1節(4)において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
74	<p>第1部第3章第2節</p> <p>・「(2)国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」について、耕作放棄地が増加する中、農地の大区画化等や農地中間管理機構(農地集約バンク)等の活用による担い手への農地利用の集積・集約の必要性が示されており、賛同する次第である。</p> <p>・集積・集約した農地を適切かつ有効に利用するためには、株式会社による農地の直接利用が必要であると考え。また、民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資やIT化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めることが求められる。更には、耕作放棄地に対する課税のあり方に関する検討も必要である。これらを踏まえ、より踏み込んだ方向性を示すことが望まれる。</p> <p>・加えて、森林の整備・保全や、山村部を中心とした地籍整備の必要性が示されており、賛同する次第である。</p> <p>・所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進める上で阻害要因となっていることから、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認などにより、山林の有効活用を促進していく必要がある。</p> <p>・併せて、国産木材の利用促進、グリーンツーリズムの推進など森林資源の有効活用を進める必要がある。</p>	<p>農地の利用等に関するご意見については、第2部第7章第1節(1)中の脚注51に記述しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>所有者不明の土地については、第1部第3章第2節(2)①、第2部第7章第5節(1)において記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p> <p>森林資源の有効活用については、第1部第3章第2節(2)①、第2部第1章第6節(3)、第2部第2章第5節(3)、第2部第7章第2節(2)等において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
75	<p>第1部第3章第2節</p> <p>・「(3)国土基盤の維持・整備・活用」において、「選択と集中」により計画的にインフラ整備を推進すること、「予防保全型維持管理」の導入、PPP、PFI推進の必要性が示されており、基本的に賛同する。ただし、「選択と集中」の判断におけるストック効果の重視、PPP等民活導入における課題と改善策を明確にした上で、推進すべきである。</p> <p>・わが国では、高度成長期以降に整備したインフラが急速に老朽化し、今後20年で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高まっていく状況にある。</p> <p>・現在の技術や仕組みを前提とすれば、2013年度に3.6兆円であった維持管理・更新費が、10年後には4.3～5.1兆円、20年後には4.6～5.5兆円になると推定されている。従って、厳しい財政状況の中で、対象とするインフラに優先順位を付けて、効果的・効率的に対策を推進することが不可欠である旨をより強調することが望ましい。</p> <p>・また、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路トンネルの7割、道路舗装の9割、下水道の全てなど、地方公共団体が管理するインフラの割合は高い。</p> <p>・しかし、維持管理を取り纏める部署・組織がある地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまる。更に、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。</p> <p>・地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による技術的支援の必要性について、今回の国土形成計画(素案)に明記すべきである。</p>	<p>インフラ整備等の具体的な推進方策については、計画の推進段階において十分留意してまいります。</p> <p>市町村に対する技術的支援も含め、国と地方公共団体、都道府県と市町村等の相互連携については、第2部第5章第1節(3)に記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
76	<p>・建設業等の国土基盤を支える担い手確保の必要性が示されており、賛同する次第である。建設業界では特に若年者の入職増や女性の就労促進が課題となっていることから、民間と密に連携して推進していく旨をより強調されたい。</p>	<p>建設産業については、第1部第3章第2節(3)④及び第2部第2章第2節(3)において記述しております。</p>
77	<p>第1部第3章第1節 スマートファクトリーはわかりにくいです。「インダストリー4.0」とか、「新たな産業革命」とか「IoT」、ファブラボや3Dプリンターの普及による「メーカーズムーブメント」についても言及していただきたい。</p>	<p>ご意見の主旨については、第2部第4章第2節において記述しております。</p>
78	<p>第2部第2章第4節 システム改革として電力などと書かれていますが、電力小売全面自由化など、2020年に予定される発送電分離について明記していただきたい。</p>	<p>ご意見の主旨については、第1部第3章第2節(3)①において記述しております。</p>
79	<p>第2部第7章第1節 水源地を買い占めている外国人(法人)等について、その動向を監視し、必要な規制を行う旨記述していただきたい。</p>	<p>土地取得については、国籍に関わらず個別法制において適切な規制を行います。なお、水源の保全については、第2部第7章第3節において記述しております。</p>

No.	意見	意見に対する考え方
80	<p>第2部第7章第4節 離島、半島、北海道で、海岸浸食により海岸線が大きく内陸に後退している箇所が見うけられるので、国土の維持・保全、特に海岸保全対策の重要性について記述していただきたい。</p>	<p>ご意見の点については、第2部第7章第3節(3)、同(4)及び第2部第7章第4節において、海岸浸食の課題認識、取組の必要性及び具体的な施策の基本的方向を記述しております。また、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>